

# 3 個 別 研 究

(担当:藤 澤 勇)

..... (このページは白紙です。) .....

# 目 次

〇はじめに	1
1 本研究の概要	2
2 なぜ地域コミュニティに着目するのか	2
3 盛岡市の市民参加・コミュニティ政策等の推移	7
4 アンケート調査の概要	9
(1) 地域活動への参加状況について	10
(2) 地縁団体の発足の経緯について	12
(3) 地縁団体の地域活動の状況について	13
(3) 市民の地域活動への参加状況について	16
(4) 地域活動への不参加理由について	19
(5) 地域活動への参加意欲について	21
(6) 参加促進のため必要な取り組みについて	22
(7) NPO・市民団体と事業者の地域活動への関わりについて	24
(8) 今後の地域活動への参加・協働について	27
(9) 協働を進める上での協働の形態について	30
5 アンケート調査結果の分析	31
(1) 地域活動が担うべき役割についての共通したイメージがないこと	31
(2) 地域活動の必要性は、幅広く認識されていること	32
(3) 地縁団体の抱える課題は共通していること	32
(4) 各主体とも地域活動に参加する高い意欲を有していること	32
(5) NPO・市民団体の参加・協働に対して地縁団体が否定的であること	33
(6) 地縁団体は新たな事業に取り組む余力がないこと	34
(7) 雰囲気や地域の活動や人を知らないという問題があること	34
6 他都市の取組み事例	35
(1) 金沢市（中核市）	35
(2) 上越市（特例市）	35
(3) 宮崎市（中核市）	36
(4) 長野市（中核市）	37
(5) 池田市	37
7 今後の研究について	38
(1) 地域に対する認識の共有と課題を解決できるシステムの構築	42

(2) コミュニティ・プラットフォームの規模.....	43
(3) 不参加を許容することと、参加を促す雰囲気づくり.....	43
(4) 活動情報の発信，見える化（可視化），マニュアル化.....	44
(5) 地域づくり計画の策定.....	44
(6) 参加意識を高める工夫と成功体験の積み重ね.....	46
(7) 地域の担い手の発掘・育成.....	46
(8) 行政主導ではない都市内分権の取組み.....	47
(9) 市等の意識改革.....	47
(10) 「画一」から「多様性」を生かす制度設計.....	48
(11) 正統性の確保.....	48
(12) 人的サポート体制の充実.....	49
○おわりに .....	50
○資料（資料編）	

## ○はじめに

盛岡市では、平成19年3月に策定した「第2次行財政構造改革の方針及び実施計画～自治・協働による元気なまち盛岡を目指して～」において、公共サービスは、公共需要が多様化、増加する一方で、これを賄うための財政規模が縮小し、行政のみでは必要な公共サービスを提供できない状況が生じてきているという認識の下に、このギャップを埋めるための方法として民間委託、指定管理者制度、PFI、地域協働の取組みなど、「行政と企業・市民及び市民活動団体であるNPO等との協働による新しい公共の仕組みを構築する」こととしている。

当市においては、昭和40年代以降に成立した「地域コミュニティ」を核とした相互扶助組織が、一定程度の公共サービスの提供等を担ってきているとともに、昭和45年の岩手国体を契機として、各種分野において市民活動等が盛り上がり、市民と行政が一体となったまちづくりを進めてきた経緯がある。

しかし、岩手国体から約40年経過し、人口減少や少子高齢化といった社会環境が大きく変化していく中で、市民の地域活動への関心が薄れつつあり、また参加者が減少するなどの傾向が見受けられる。

このため、現在のような行政が中心となって公共的・社会的サービス（以下、「公共サービス」という。）を提供するシステムから、市民、自治会・町内会、NPO・市民団体、民間事業者等の多様な主体による知恵と工夫、参加によって、地域に最もふさわしい公共サービスが多様な形で提供される「自治・協働型の社会システム」へ転換し、自治・協働による「元気なまち盛岡」を実現するための仕組みづくりを検討しようとするものである。

## 1 本研究の概要

市民にとって身近な存在である地域コミュニティでの公共課題を解決する過程を通じて、地域協働の意識・関心を高めていくことが、結果として市政全体への市民の参画意識を醸成するものであり、そのための方策を検討する。なお、研究計画は次のとおりである。

### ○平成20年度

- ・文献調査
- ・地域コミュニティの状況把握と現状分析のためのアンケート調査（市民、地縁団体、市民団体等、事業者）
- ・関係課、関係機関との意見交換
- ・問題点の抽出と整理
- ・他都市の地域コミュニティの課題の情報収集（地域自治と制度・条例）

### ○平成21年度

- ・地域コミュニティ活性化に向けた政策の情報収集（計画と財源措置）
- ・対応策の素案作成
- ・市民意識の調査
- ・報告書作成

## 2 なぜ地域コミュニティに着目するのか

今回の研究のテーマである「自治・協働の新しい仕組みづくり」を検討するにあたって、「地域コミュニティ」を切り口として考察を進めた。

地域コミュニティは、「地域社会に根差した共同組織」<sup>1</sup>と定義されるが、地域コミュニティが、今日まで地域において担ってきた役割ということが、今日、改めて再認識されてきている。

地域コミュニティは、過去においては、地域で防火や防犯、全国的に見れば道路の整備（いわゆる「道普請」）や、当地域においては水利施設の草刈りや泥上げなどの維持活動（いわゆる「堰払い」）などの共同作業を行うほか、冠婚葬祭時の相互扶助など、生活していく上で必要なサービスが、当該地域に居住する住民によって構成される「地縁団体」によって担われていた。今日においては、「結い」や「結いの精神」といったものの復活について叫ばれているが、この「結い」といった相互扶助・連帯の機能が地域には存在しており、その存在は、地域の住民にとって必要不可欠なものとして認識されていた。

さらに、一定程度の生活水準や公共サービスの水準が充足した今日におい

ても、福祉や教育といった分野で地縁団体や地域コミュニティが一定程度の機能を担っており<sup>2</sup>、また、市をはじめとする行政機関も、広報の配布や地域における保健福祉や廃棄物等の行政の円滑な推進のために、地縁団体に対して非常勤職員の推薦を依頼するなど、地域コミュニティから行政活動に対する協力を得ているのが実態である。

また、「これまでは専ら公共サービスを行政が担ってきた」ことを前提として、複雑・多様化する行政需要に対して、これからは行政のみでは必要な公共サービスを提供できないため、地縁団体や事業者、市民活動団体・NPO 等との協働を進め、地域にとって最適なサービスが提供されるような、いわゆる「新しい公共」の必要性が叫ばれている。「新しい公共」では、行政とその他の主体は対等なパートナーとして、課題の解決のために相互に協力していくことが求められている。当市においても基本構想において、「市民との協働のまちづくり、市民とともに作り上げる質の高い行政サービスを目指す」こととしている。

一方、今日までにおいても、実態的には公共サービスがすべて行政によって担われてきてはならず、地縁団体や地域コミュニティが担ってきた公共サービスなり役割（これが近年いわれる「新しい公共」と同一の性格を有するかには議論がある）が大きかったことは事実である<sup>3</sup>。

しかしながら、近年、市民の地域活動への参加が減少し、地縁団体の活動のみならず、地域コミュニティが機能しなくなりつつあるとされている。今回の研究の一環として実施した地縁団体の代表者を対象としたアンケート結果では、約8割の地縁団体で市民の地域活動への参加低下傾向が見受けられている。

さらに、少子高齢化や人口減少等により、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、全国的には農山村においては限界集落の発生や、都市においてもニュータウンとして造成された住宅団地の空洞化等の課題が生じている。今後中長期的には、従来、地域が有していた役割・機能は損なわれていくことが懸念される。

さて、地域課題の解決の枠組みのあるべき姿に立ち返り、地域コミュニティの存在意義を考える上で重要な論点を三点、挙げてみることにしたい。

第一に、「補完性の原理」の観点から、「自助」「共助」「公助」のうち、「共助」領域の担い手としての地域コミュニティの役割は非常に大きいものであ

る。一般的に、現在は「公助」の領域が肥大化してきているとの指摘がなされているが、公助領域が肥大化する以前においても、前述のとおり地域での防火防犯活動や道普請等の活動を通じて、地域が「共助」の領域を一定程度担っていたことからもうかがうことができる。言うまでもなく「自助」「共助」「公助」は有機的・相互補完的に機能するものであり、「共助」の領域が有効に機能していることは、一定程度のセーフティーネット（安全網）としての役割を担うことから、社会的に見て望ましい状態であるといえる。

第二に、「少なくとも近代人には、自分に関わることはなるべく自分の影響力が実感できる形で決めたいという抜き難い欲求がある。公共的意思決定の場が遠くに行ってしまうことは本来堪え難いことである。」<sup>4</sup>との指摘があるように、市民にとって身近なところで課題が解決されることが本来望ましいことは言うまでもない。

第三に、地域コミュニティは、「ソーシャル・キャピタル」（「社会関係資本」とも言われる）を育むとされている。ソーシャル・キャピタルとは、「人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、「信頼」・「規範」・「ネットワーク」といった社会組織の特徴」と定義している<sup>5</sup>。

ソーシャル・キャピタルは、健康の増進、教育成果の向上、近隣の治安の向上、経済発展など有益な成果をもたらし、社会や個人の繁栄にとってその蓄積が重要であると指摘されている<sup>6</sup>。

ソーシャル・キャピタルの蓄積を図っていくためにも、地域コミュニティの維持や活性化が今後いっそう重要となろう。

なお、地縁団体や地域コミュニティについては、既に数多くの先行した研究が存在している。過去においては、地縁団体が戦時中の体制に組み込まれていたことなどの理由から、一部には地縁団体に対する否定的な見解も存在したが、最近の研究では地域コミュニティの構成要素である地縁団体が、地域において担っている、また今後担いうる役割を率直に評価し、その重要性が再認識されてきている。

国においても、昭和44年9月の国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告を契機として、地域コミュニティについてはさまざまな政策が展開されてきた。特に、近年では、地域コミュニティが新たな地域のセーフティーネットの役割を担うものとして、その維持・強化等を図るため、研究会等を設置し、その支援施策等について研究を進めてきている。

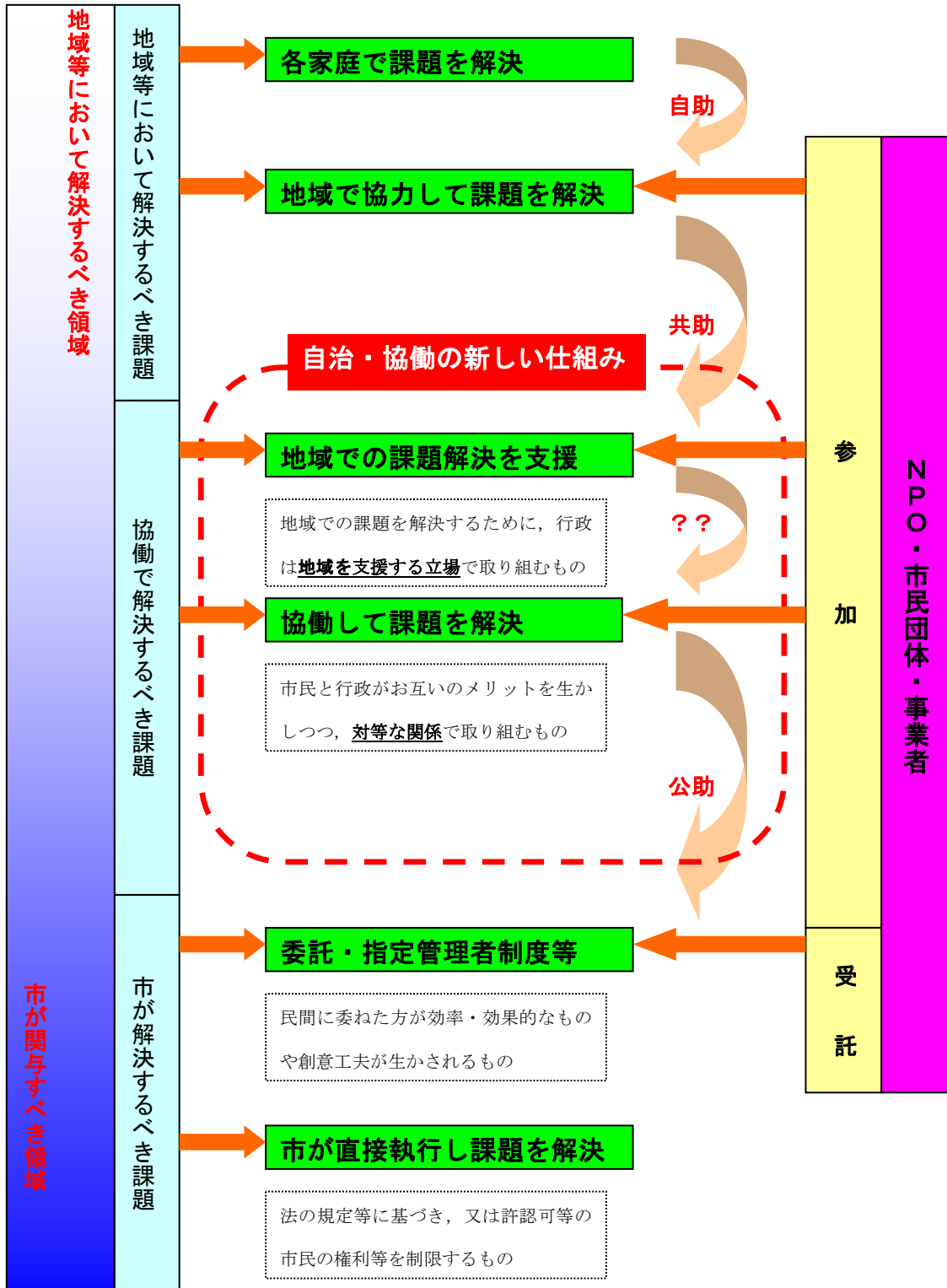


「新しい公共」の担い手として並んで挙げられるNPO・市民団体、事業者、(個人としての)市民との関わりの中で、地域コミュニティは、これまで見てきたように、地域課題の解決において歴史的・機能的に、他に代替できない特別な役割を担ってきた。この意味で、地域コミュニティは、自治・協働の基礎的部分に位置づけられるものであると言える。

したがって、地域コミュニティの現状と課題を明らかにし、その処方箋を検討することは、今後のNPO・市民団体、事業者、そして行政らとの関わりの中で、地域社会のあるべき役割・機能分担の姿も浮かび上がってくるのではないか。

本研究では、こうした認識に立ち、図1に示すとおり地域を構成する住民、地縁団体、NPO・市民団体、事業者、そして行政という関わりの中で、今回の「自治・協働の新しい仕組みづくり」をどのように位置づけるかということについて、地域コミュニティを切り口に研究・考察を進めるものである。

図 1 「自治・協働の新しい仕組みづくり」における課題解決の枠組みイメージ



### 3 盛岡市の市民参加・コミュニティ政策等の推移

盛岡市の市民参加・コミュニティ政策は、昭和45年に開催された岩手国体の前後が一つの契機となって、現在に至っている。

特に、盛岡市の市民運動やコミュニティ政策において、特筆すべき取り組みを行った事例として、①「あすを築く盛岡市民運動実践協議会」の発足、②地区福祉推進会の発足、③都市景観の保全 の3点が挙げられる。

まず、「あすを築く盛岡市民運動実践協議会」の発足である。昭和45年の岩手国体の開催にあたり、それまで個々に活動していた市民運動や団体を、国体を契機に集約、統合する機運が生まれ、昭和43年10月に発足した。

「あすを築く盛岡市民運動実践協議会」では、国体の成功をはじめとする5つの運動の主題を掲げて活動し、あらゆる分野での活発な市民運動は岩手国体を成功に導き、全国から盛岡方式として注目を浴び、高く評価された。この岩手国体に結集された市民運動を、岩手国体の活動のみに終わらせることなく、継続した活動として発展させ、今日に至っている<sup>7</sup>。

次に「地区福祉推進会」であるが、地区福祉推進会は、民生・児童委員や町内会・自治会、老人クラブ等をもって構成し、福祉を支える基盤づくりを目的として、全国に先駆けて昭和52年度から盛岡市の単独事業として取り組んできている。

市内で最初に発足したのは、西厨川地区福祉推進会であり、昭和51年11月に発足し、その後昭和58年までに21の地区福祉推進会が発足している。

地区福祉推進会の区域は、地区・民生・児童委員協議会の区域となっているが、市内の一部地域を除き、概ね市町内会連合会のコミュニティ地域割と同一の区域となっており、地縁団体等が中心となって地域福祉に取り組んできている。

なお、地区福祉推進会では、会報の発行や高齢者と子どもとのスポーツ大会、寝たきりの高齢者に対する友愛訪問等の各町内会・自治会単位で行うよりも効果的な事業について重点的に取り組んでいる。

最後に、都市景観の保全についての取り組みであるが、昭和40年に盛岡城跡公園からの岩手山の眺望を妨げる高層建築物の建築をきっかけとして、都市景観の保全に対する市民の関心が高まった。また、昭和42年には、中津川にあった石垣をコンクリート化する護岸工事に対して、河川の景観を保全する立場から市民が反対し、計画が見直された。

この後、市では昭和55年度に都市景観対策調査を実施し、盛岡の景観を大切にす市民と、建築や都市計画、商業等の若手専門家、市とが一体となって取組みを進め、「都市景観形成ガイドライン」（昭和59年度）、「盛岡市都市景観形成建築等指導要綱」（昭和61年度）に結実し、今日に至っている<sup>8</sup>。

これらの景観に対する取組みは、条例等による規制といった強制力を持つ手法によっておらず、あくまで市民や建築士等の自発的な協力によって成り立っているものであり、盛岡市民のまちづくりに対する意識の高さがうかがえるものである。

表 1 岩手国体前後からの市民参加・コミュニティ政策の出来事

年	主な出来事
昭和39年	盛岡市町内会連合会 発足
昭和42年	第25回国民体育大会開催正式決定
昭和43年	あすを築く市民運動実践協議会発足
昭和47年	市がコミュニティ形成の基盤づくりの取組み開始
昭和48年	市内の都市地区を16地区、農林地域を7地区に区分
昭和49年	地域づくりのための(地域毎の)市政懇談会開始
昭和51年	西厨川地区振興協議会発足
昭和52年	地域福祉推進団体育成事業実施要領の制定
昭和54年	コミュニティカレッジ開校
	コミュニティカルテの作成
昭和55年	市民・若手専門家・市が一体となった都市景観対策調査の実施
昭和56年	コミュニティ地区単位の地域づくり懇談会開始
昭和58年	コミュニティカルテのまとめ「生活環境実態調査図集」刊行
昭和59年	都市景観形成ガイドラインの制定
昭和61年	盛岡市都市景観形成建築等指導要綱の制定
平成4年	旧都南村との合併により、22地区に区分
平成8年	各コミュニティの区域見直しにより、26地区に区分
平成18年	旧玉山村との合併により、4地区を加えて現在の30地区となる

以上の3項目の取組みを経て、平成4年の旧都南村との合併による市域の拡大によるコミュニティ地区が増加するとともに、既存の各種関係団体の地区組織の区域が交差している状況がみられたことから、関係団体と市とが平成7年ころから見直しを行い、平成8年4月から26地区のコミュニティに再編成された。

さらに、平成18年1月の旧玉山村との合併に伴い、新たに4地区のコミュニティを加え、現在では市内の30のコミュニティ地区が活動を行っている。

#### 4 アンケート調査の概要

今回の研究を進めるにあたり、地域コミュニティが抱える問題点等を把握するため、次の各主体に対してアンケート調査を実施した。

なお、アンケートの送付については、NPO・市民団体（以下「市民団体」という。）、町内会・自治会等など地縁団体（以下「地縁団体」という。）の代表者、市民は対象者へ直接郵送で、事業者については盛岡商工会議所の協力を得て会報に同封して行い、市民団体、地縁団体、市民については郵送で、また、事業者についてはファックスで回答を依頼した。

- ・市民団体へのアンケート調査（平成20年7月実施）  
→110団体 うち回収数59団体 回収率53.6%
- ・地縁団体へのアンケート調査（平成20年8月実施）  
→375団体 うち回収数290団体 回収率77.3%
- ・盛岡商工会議所の会員事業者へのアンケート調査（平成20年10月実施）  
→4,112事業者 うち回収数235事業者 回収率5.7%
- ・市民へのアンケート調査  
（市政モニター調査として平成20年7月に広聴広報課が実施）  
→2,000人 うち回収数864人 回収率43.2%

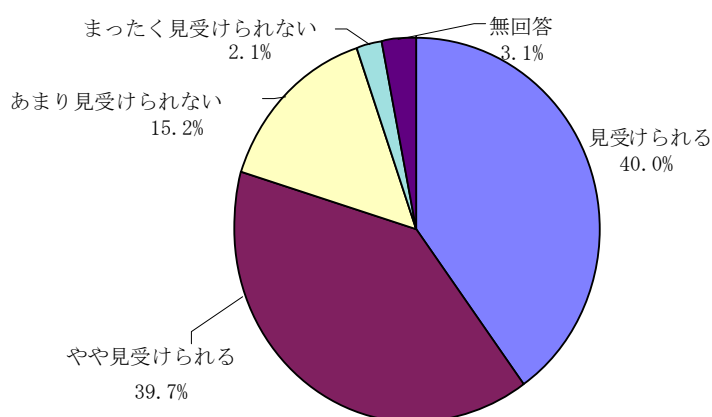
##### ○アンケート調査結果に関する留意事項

- ・比率はすべて百分比で表示し、小数点第2位を四捨五入して算出した。したがって、百分比の合計が100.0%とならない場合がある。
- ・複数の回答を求める設問においては、その回答枝の数値は延べ回答数に対する百分比ではなく、回答者のうち当該回答を選択した割合を示している。したがって、百分比の合計は100%を超えることがある。
- ・表・図の表題中「(市民)」とは市民へのアンケートの、「(地縁)」とは地縁団体に対するアンケートの、「(市民団体)」とはNPO・市民団体へのアンケートの、「(事業者)」とは事業者に対するアンケートのそれぞれ結果であることを指す。以下同様。

(1) 地域活動への参加状況について

市民の地域活動への参加の減少傾向については、図2のとおり、地縁団体に対する調査では、約8割(79.7%)が「見受けられる」又は「やや見受けられる」を選択している。

図2 地域活動への参加の減少傾向について(地縁)



一方、市民に対するアンケート調査のうち、当市への居住歴による比較では、全体では「いつも参加している」及び「時々参加している」といった地域活動に参加の傾向を示す市民の割合と、「ほとんど参加していない」及び「まったく参加していない」といった地域活動に不参加の傾向を示す市民の割合がほぼ半々となっている。

10年以上の居住歴を有する市民の場合は地域活動に参加する傾向が高い一方で、居住歴5年未満の市民では、「まったく参加していない」が約半数(47.9%)となっている。

表2 居住歴ごとの地域活動への参加状況(市民)

選択項目	全体	居住歴 5年未満	居住歴 5～9年	居住歴 10年以上
いつも参加している	12.2%	2.7%	6.4%	13.5%
ときどき参加している	39.8%	24.7%	23.4%	42.4%
ほとんど参加していない	25.7%	21.9%	31.9%	25.7%
まったく参加していない	21.4%	47.9%	38.3%	17.6%
無回答	0.9%	2.7%	—	0.8%
計	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%

また、居住形態による比較については、表3に示すとおり戸建住宅居住者の約6割が地域活動への参加傾向を示した一方で、マンション・アパート等の共同住宅居住者の約4分の3は不参加の傾向を示している。

表3 居住形態ごとの地域活動への参加状況（市民）

選択項目	全体	戸建住宅	共同住宅
いつも参加している	12.2%	15.5%	1.0%
ときどき参加している	39.8%	45.0%	24.0%
ほとんど参加していない	25.7%	25.3%	27.0%
まったく参加していない	21.4%	13.4%	47.1%
無回答	0.9%	0.8%	1.0%
計	100.0%	100.0%	100.1%

なお、この他に、参加しない（できない）その他の理由としては、「家族が参加しているため」といった回答が見受けられたことから、世帯単位として捉えた場合には、市民の参加の割合は増加するものと考えられる。

## (2) 地縁団体の発足の経緯について

現在の地縁団体の発足の経緯については、地縁団体への調査では、表4に示すとおり「昔からあって契機が不明」が全体の5分の1（20.0%）を占め、次いで「住民の親睦を図るために発足」（18.3%）、「旧来の町内会から分かれて発足」（16.2%）となっており、盛岡市内における地縁団体の発足経緯は、相当前から続く地域の組織又はそこから分離した形態による成立や、住民の親睦を図ることを目的とした団体が多くなっている。

表4 地縁団体の発足時期と経緯（地縁）

選択項目	総計	戦前から	昭和20年代	昭和30年代	昭和40年代	昭和50年代	昭和60年～平成9年代	平成10年以降	わからない	無回答
旧来の町内会から分かれて発足	16.2%	6.1%	9.1%	22.4%	14.8%	35.7%	14.0%	—	4.0%	14.3%
新しい個人の住居の人達によって発足	5.2%	3.0%	—	6.1%	3.7%	14.3%	7.0%	—	—	—
団地やマンション等ができたことにより発足	11.0%	—	3.0%	8.2%	13.0%	21.4%	9.3%	100.0%	8.0%	14.3%
地域の問題を解決するために発足	9.0%	3.0%	12.1%	14.3%	18.5%	9.5%	—	—	—	—
住民の親睦を図るために発足	18.3%	12.1%	24.2%	28.6%	22.2%	14.3%	7.0%	—	16.0%	28.6%
行政のすすめで発足	2.4%	3.0%	—	2.0%	7.4%	2.4%	—	—	—	—
町内会連合会のすすめで発足	0.7%	3.0%	—	—	1.9%	—	—	—	—	—
旧都南村との合併で発足	1.7%	3.0%	—	—	—	—	7.0%	—	4.0%	—
昔からあって契機が不明	20.0%	54.5%	36.4%	14.3%	9.3%	—	—	—	56.0%	28.6%
旧玉山村の地域組織改編により発足	7.9%	—	—	—	—	—	53.5%	—	—	—
その他	5.5%	12.1%	12.1%	—	7.4%	2.4%	2.3%	—	8.0%	—
無回答	2.1%	—	3.0%	4.1%	1.9%	—	—	—	4.0%	14.3%
計	100.0%	99.8%	99.9%	100.0%	100.1%	100.0%	100.1%	100.0%	100.0%	100.1%



### (3) 地縁団体の地域活動の状況について

地縁団体に対して、平成16年に盛岡市町内会連合会が実施した調査（以下「平成16年市町連調査」という。）とほぼ同一の項目により、重点をおいて取り組んでいる事業を尋ねたところ、その内容は表5に示すとおり、当該調査の結果とほとんど同一の傾向を示しており、地縁団体が取り組んでいる内容が固定化しつつある状況となっている。

重点をおいて取り組んでいる事業としては、敬老会を挙げた地縁団体が約6割となっているほか、運動会やお祭りなど地域での親睦を深める活動や、一斉清掃や公園の管理、集団資源回収など環境美化・保全に関する活動となっている。

一方で、「総会や班長会議の運営」については、平成16年市町連調査と比較して大幅に割合が低下しているほか、「運動会や地域全体でのスポーツ大会」や環境美化・保全に関する活動も選択される割合が低下している。

表5 地縁団体の活動で特に重点をおいているもの（地縁）〔3つまで選択〕

選択項目	前回調査 (H16)	今回調査 (H20)	比較 (H20-H16)
敬老会	58.2%	56.2%	-2.0%
文化祭、作品展、お茶会	7.3%	8.3%	1.0%
運動会や地域全体でのスポーツ大会	39.0%	32.8%	-6.2%
夏祭りなどのお祭り	37.3%	39.3%	2.0%
芸能祭・演芸会	1.0%	2.4%	1.4%
町内会員の研修会・講演会	7.3%	6.9%	-0.4%
児童生徒の健全育成や世代間交流	22.6%	23.8%	1.2%
交通安全活動	5.2%	3.8%	-1.4%
資源集団回収	38.3%	34.5%	-3.8%
一斉清掃活動	44.6%	33.4%	-5.3%
公園の管理		5.9%	
防犯・防災の自主活動	11.8%	9.7%	-2.1%
高齢者・障がい者への支援活動	7.3%	3.4%	-3.9%
総会や班長会議の運営	33.8%	17.6%	-16.2%
除雪活動	13.9%	4.5%	-3.9%
住民参画による町内会・コミュニティの活性化		4.5%	
その他		1.0%	
無回答	2.8%	2.4%	-0.4%

さらに、表6に示すとおり、地縁団体は発足の経緯に関わらず、現状では敬老会や運動会・お祭りといった親睦活動と、一斉清掃活動や資源集団回収といった環境保全活動に重点が置かれていることがわかる。

表 6 地縁団体に対するアンケートで、発足の経緯と重点的に取り組んでいる事業との関係（地縁）

選択項目	総計	旧来の町内会から分かれて発足	新しい個人の住居の人達によって発足	団地やマンション等ができたことにより発足	地域の問題を解決するために発足	住民の親睦を図るために発足	行政のすすめで発足	町内会連合会のすすめで発足	旧都南村との合併で発足	昔からあって契機が不明	旧玉山村の地域組織再編により発足	その他	無回答
敬老会	56.2%	68.1%	53.3%	34.4%	61.5%	54.7%	57.1%	100.0%	80.0%	53.4%	65.2%	34.8%	17.6%
文化祭、作品展、お茶会など	8.3%	8.5%	20.0%	—	23.1%	7.5%	—	—	—	8.6%	4.3%	4.3%	—
運動会や地域全体でのスポーツ大会	32.8%	25.5%	20.0%	40.6%	26.9%	35.8%	28.6%	100.0%	20.0%	29.3%	43.5%	30.4%	11.8%
夏祭りなどのお祭り	39.3%	55.3%	53.3%	37.5%	38.5%	34.0%	28.6%	—	40.0%	41.4%	8.7%	26.1%	23.5%
芸能祭・演芸会	2.4%	—	—	3.1%	—	3.8%	—	—	—	1.7%	8.7%	4.3%	—
町内会員の研修会・講演会	6.9%	6.4%	6.7%	—	11.5%	11.3%	—	—	—	10.3%	4.3%	—	—
児童生徒の健全育成や世代間交流	23.8%	21.3%	13.3%	9.4%	30.8%	22.6%	28.6%	100.0%	40.0%	24.1%	30.4%	26.1%	5.9%
交通安全活動	3.8%	4.3%	6.7%	6.3%	3.8%	3.8%	—	—	—	5.2%	—	—	—
資源集団回収	34.5%	40.4%	20.0%	43.8%	26.9%	41.5%	57.1%	—	60.0%	32.8%	13.0%	21.7%	5.9%
一斉清掃活動	33.4%	25.5%	60.0%	46.9%	19.2%	30.2%	57.1%	—	20.0%	29.3%	43.5%	26.1%	11.8%
公園の管理	5.9%	6.4%	13.3%	9.4%	7.7%	3.8%	—	—	—	6.9%	4.3%	—	—
防犯・防災の自主活動	9.7%	8.5%	—	12.5%	11.5%	5.7%	14.3%	—	20.0%	15.5%	8.7%	4.3%	—
高齢者・障がい者への支援活動	3.4%	2.1%	—	3.1%	11.5%	5.7%	—	—	—	1.7%	—	—	5.9%
除雪活動	4.5%	4.3%	—	12.5%	—	3.8%	—	—	—	5.2%	—	4.3%	5.9%
総会や班長会議の運営	17.6%	12.8%	13.3%	9.4%	15.4%	20.8%	28.6%	—	20.0%	20.7%	30.4%	4.3%	11.8%
住民参画による町内会・コミュニティの活性化	4.5%	—	20.0%	3.1%	—	9.4%	—	—	—	5.2%	4.3%	—	—
その他	1.0%	—	—	3.1%	—	—	—	—	—	—	4.3%	4.3%	—
無回答	2.4%	2.1%	—	—	3.8%	1.9%	—	—	—	1.7%	8.7%	4.3%	—

また、今後地縁団体の活動で力を入れて推進したいことについては、今回の調査では、「防犯，防災の自主的な取り組みに努めること」(57.9%)が最も多く、次いで「ごみの減量や資源集団回収の徹底を図ること」(54.5%)、「高齢者の福祉，支援活動を活発化すること」(51.0%)となっている。

一方で、敬老会等の「従来の伝統的な諸行事を継続して開催すること」(32.1%)についても、地域での重点的な活動であるという認識が示されている。

平成16年市町連調査と比較すると、表7に示すとおり、「防犯，防災の自主的な取り組みに努めること」が28.0%の増加と顕著な伸びを示した一方、「子どもの健全育成のため教育振興に努めること」と「子どもの健全育成のため教育振興に努めること」がともに10%半ばの大幅な減少となっている。

表7 地縁団体の活動で今後力を入れて推進したいこと（地縁）[3つまで選択]

選択項目	前回調査 (H16)	今回調査 (H20)	比較 (H20-H16)
高齢者の福祉，支援活動を活発化すること	55.1%	51.0%	-4.0%
ごみの減量や資源集団回収の徹底を図ること	67.9%	54.5%	-13.5%
子どもの健全育成のため教育振興に努めること	39.4%	23.1%	-16.3%
防犯，防災の自主的な取り組みに努めること	30.0%	57.9%	28.0%
行政への要望活動や困りごとの窓口活動を活発化すること	16.4%	15.5%	-0.9%
公園や町内の清掃・美化運動につとめること	33.4%	24.8%	-8.6%
従来の伝統的な諸行事を継続して開催すること	27.5%	32.1%	4.5%
町内会の区域を適正な規模に再編成すること	6.6%	12.1%	5.4%
各町内会活動を地区コミュニティ単位の活動として広域化すること	6.3%	4.8%	-1.4%
その他	3.1%	4.8%	1.7%
無回答	2.1%	2.4%	0.3%

### (3) 市民の地域活動への参加状況について

1年以内の市民の地域活動への参加の状況について、市民に対する調査では、表8に示すとおり、「道路や公園、水路などの清掃活動」が全体を通じては最も高く、次いで「参加していない」、「地域でのお祭りや旅行などの親睦活動」となっている。

20～30歳代の市民では、「参加していない」が最も高くなっている。この項目の選択状況は20歳代では約4分の3（76.3%）となっているが、30歳代では半数以下（44.4%）となり、40歳代では約3割（28.3%）に減少している一方で、「子ども会などの教育活動」が30～40歳代で上昇していることから、これらの世代は子ども会等の活動をきっかけとして、地域活動に参加していることがわかる。

また、「道路や公園、水路などの清掃活動」や「公園の管理や花壇づくりなどの緑化活動」、「除雪に関する活動」の項目については、70歳代を除き年代が上昇するほど増加の傾向を示している。

表 8 1年以内の地域活動への参加について（市民）[該当するものすべて選択]

選択項目	総計	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
パトロールなどの防犯活動	6.6%	1.7%	11.3%	7.2%	3.4%	7.0%	7.1%
道路や公園、水路などの清掃活動	44.7%	5.1%	26.6%	47.8%	50.6%	62.7%	43.5%
高齢者・障害者への支援などの福祉活動	5.0%	—	1.6%	2.9%	4.0%	5.9%	10.3%
公園の管理や花壇づくりなどの緑化活動	14.1%	—	5.6%	18.1%	16.7%	17.8%	15.2%
子ども会などの教育活動	14.7%	3.4%	29.0%	34.1%	9.8%	5.9%	7.6%
スポーツ大会や絵画教室などの体育・芸術文化活動	14.0%	1.7%	8.1%	21.7%	16.1%	13.5%	14.7%
地域でのお祭りや旅行などの親睦活動	24.4%	8.5%	19.4%	28.3%	19.5%	28.6%	30.4%
健康教室や献血などの保健活動	6.7%	6.8%	3.2%	2.2%	8.0%	6.5%	11.4%
除雪に関する活動	14.9%	1.7%	7.3%	10.9%	17.2%	27.0%	13.0%
災害の予防や災害時の対策についての活動	5.1%	—	2.4%	6.5%	5.2%	7.6%	4.9%
その他	3.7%	—	3.2%	2.2%	2.3%	4.3%	7.1%
参加していない	33.7%	76.3%	44.4%	28.3%	34.5%	20.0%	29.9%
無回答	3.5%	1.7%	3.2%	2.2%	1.7%	2.7%	7.6%

また、居住形態により分類すると、表9に示すとおり、「参加していない」及び「無回答」を除くすべての項目で、一戸建住宅居住者の方が相当高い割合でさまざまな地域活動に参加している傾向にある。

しかし、「子ども会などの教育活動」や、「災害の予防や災害時の対策についての活動」については、一戸建住宅と共同住宅の居住者には大きな差は見られていない。

表 9 居住形態別の地域活動への参加状況（市民）〔該当するものすべて選択〕

選択項目	総計	一戸建住宅	共同住宅
パトロールなどの防犯活動	6.6%	7.0%	4.9%
道路や公園、水路などの清掃活動	44.7%	51.5%	23.0%
高齢者・障害者への支援などの福祉活動	5.0%	6.1%	1.0%
公園の管理や花壇づくりなどの緑化活動	14.1%	17.2%	3.9%
子ども会などの教育活動	14.7%	15.7%	11.8%
スポーツ大会や絵画教室などの体育・芸術文化活動	14.0%	17.2%	3.9%
地域でのお祭りや旅行などの親睦活動	24.4%	28.0%	12.7%
健康教室や献血などの保健活動	6.7%	7.5%	3.9%
除雪に関する活動	14.9%	18.0%	5.4%
災害の予防や災害時の対策についての活動	5.1%	5.3%	3.9%
その他	3.7%	4.4%	1.0%
参加していない	33.7%	26.5%	55.9%
無回答	3.5%	3.2%	4.4%

### (3) 地域活動を進める上での問題点について

地縁団体において、地域活動を進める上での問題点については、表10に示すとおり、平成16年市町連調査と比較すると、同様の項目を選択している割合が多くなっている。

特に、「役員のなり手がいない」を選択した地縁団体は約3分の2となっており、多くの地縁団体で新たに役員の確保が難しくなっている状況が見受けられる。

また、「市や関係機関からの依頼や連絡文書が多すぎる」を選択した地縁団体も約半数に上っている。

表 10 地域活動を進める上での問題点（地縁）[3つまで選択]

選択項目	前回調査 (H16)	今回調査 (H20)	比較 (H20-H16)
近隣住民のまとまりが薄くなった	22.3%	21.0%	-1.3%
元の住民と新しく入った住民との調整が取りにくい	13.6%	9.0%	-4.6%
町内会の役員のなり手がいない	65.5%	62.1%	-3.4%
町内会活動に関心が低く、役員任せである	—	35.2%	—
アパートなどの入居者から会費徴収が難しい	37.3%	22.1%	-15.2%
町内会の規模が大きすぎる又は小さすぎるので、十分な活動ができない	9.1%	5.2%	-3.9%
お年寄りが多く、一般の行事が進めがたい	19.2%	18.3%	-0.9%
子どもが少なく、子ども会の行事が組みがたい	19.2%	15.5%	-3.7%
地区担当員や児童民生委員などの連携が取りづらい	1.7%	1.0%	-0.7%
市や関係機関からの依頼や連絡文書が多すぎる	42.9%	47.9%	5.0%
地区協議会等の関係する諸会合が多すぎる	25.1%	22.4%	-2.7%
拠点となる集会施設などが無い又はとても貧弱である	12.2%	13.8%	1.6%
その他	8.0%	5.2%	-2.8%
無回答	5.6%	2.8%	-3.6%

#### (4) 地域活動への不参加理由について

市民が地域活動に参加できない・しない理由について、地縁団体、市民に対するアンケート調査では、市民が地域活動に参加しない最大の理由として、表11のとおり、約4分の3の地縁団体は「地域活動自体への関心がないため」を挙げているが、市民は「仕事（家事や介護などを含む）で忙しいため」を選択している。日常的に地域活動に参加している市民の5割弱も、「地域活動自体への関心がないため」の項目を選択している。これに対して、日常的に地域活動に参加していない市民の当該項目を選択状況は、4分の1以下となっており、地域活動への参加できない理由に対する認識の違いが明らかである。

また、「地域の人を知らないため」や「地域活動の内容を知らないため」については、市民と地縁団体の選択割合に相当の意識の差が見られる。

なお、アンケート調査の実施にあたり、地縁団体には、「市民の皆さんが地域活動に参加できない理由として考えられるものは何だと思えますか。」との設問により、参加できない理由を想定した回答を求めた。

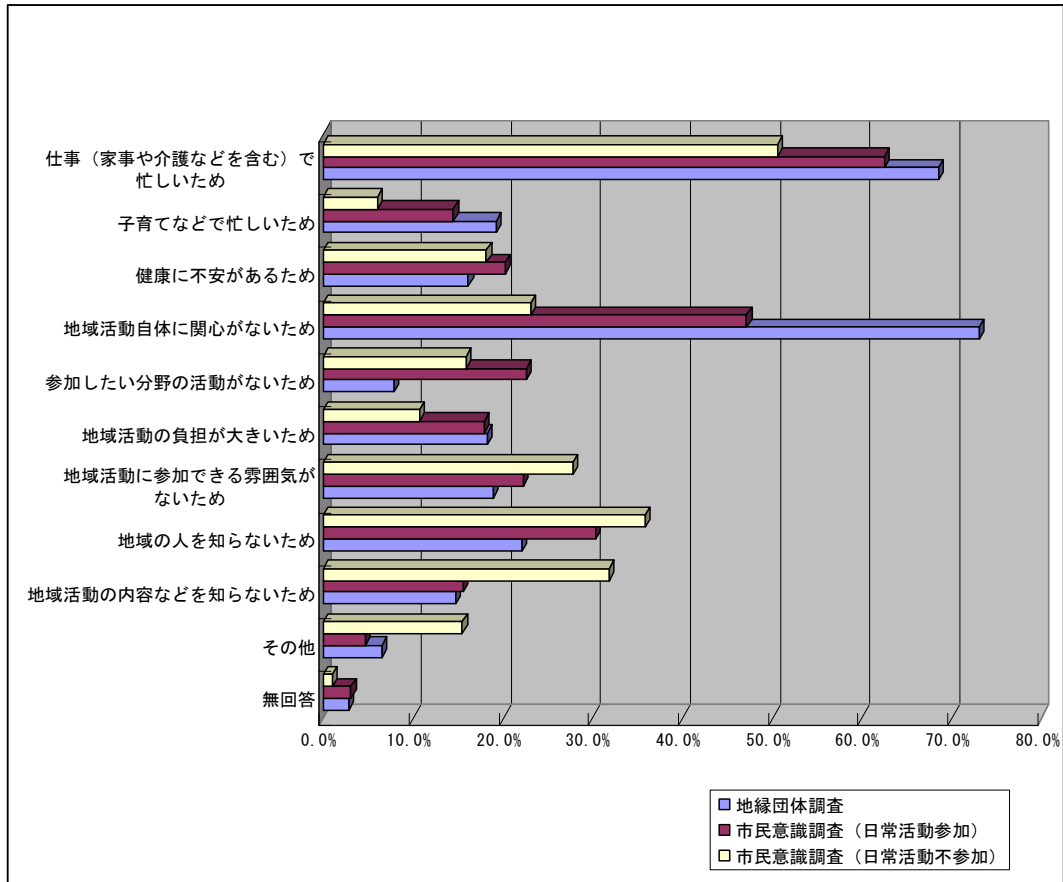
また、「日常活動あり」の市民に対しては、地縁団体同様、参加できない理由を想定した回答を求め、「日常活動なし」の市民に対しては、実際に参加できない理由の回答を求めた。

なお、表11中で、市民のうち「日常活動あり」とは、地域活動への参加状況を問う設問で、選択項目のうち「いつも参加している」又は「ときどき参加している」を選択した者を指し、「日常活動なし」とは「ほとんど参加していない」又は「まったく参加していない」と選択した者を指す。

表 11 市民が地域活動に参加できない・しない理由（市民）[3つまで選択]

選択項目	地縁団体調査	市民意識調査	
		日常的に地域活動に参加	日常的に地域活動不参加
仕事（家事や介護などを含む）で忙しいため	68.6%	62.6%	50.6%
子育てなどで忙しいため	19.3%	14.5%	6.1%
健康に不安があるため	16.2%	20.3%	18.2%
地域活動自体に関心がないため	73.1%	47.2%	23.1%
参加したい分野の活動がないため	7.9%	22.7%	16.0%
地域活動の負担が大きい	18.3%	18.0%	10.8%
地域活動に参加できる雰囲気がないため	19.0%	22.3%	27.8%
地域の人を知らないため	22.1%	30.3%	35.9%
地域活動の内容などを知らないため	14.8%	15.6%	31.9%
その他	6.6%	4.7%	15.5%
無回答	2.8%	3.1%	1.0%

図 3 市民が地域活動に参加できない・しない理由（市民）〔3つまで選択〕





### (5) 地域活動への参加意欲について

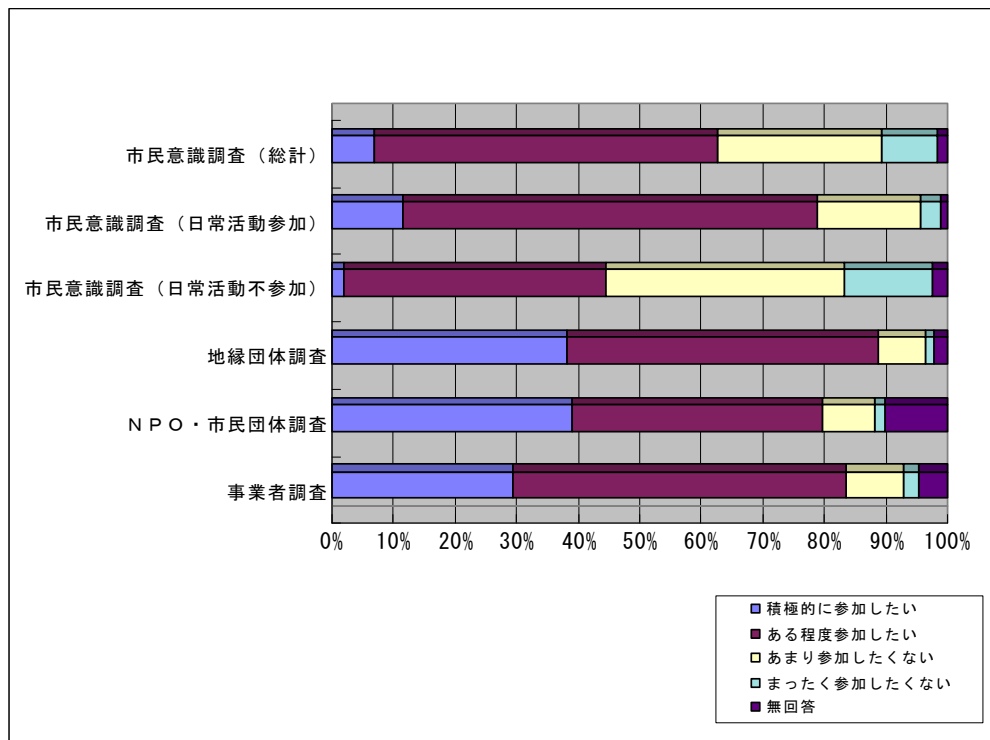
市民に対する調査では、表12のとおり「地域づくり計画等への参加の意向」については約3分の2（62.7%）の回答者が、「積極的に参加したい」又は「ある程度参加したい」を選択しているとともに、表13のとおり「地域活動への参加促進のために取り組む必要のあること」では、「地域活動の必要性は低い」を選択した回答者が少数（5.9%）に止まっている。

地縁団体及びNPO・市民団体、事業者についても、約8割という高い割合で何らかの参加意欲を有しており、やはり地域活動の必要性を否定する意見は少数となっている。

表 12 地域づくり計画等への参加の意向について（市民・地縁・市民団体・事業者）

選択項目	市民意識調査			地縁団体調査	NPO・市民団体調査	事業者調査
	総計	日常的に活動参加	日常的に活動不参加			
積極的に参加したい	7.1%	(11.6%)	(2.0%)	38.3%	39.0%	29.4%
ある程度参加したい	55.6%	(67.3%)	(42.5%)	50.3%	40.7%	54.0%
あまり参加したくない	26.7%	(16.5%)	(38.6%)	7.6%	8.5%	9.4%
まったく参加したくない	8.8%	(3.3%)	(14.5%)	1.4%	1.7%	2.6%
無回答	1.9%	(1.3%)	(2.5%)	2.4%	10.2%	4.7%
計	100.1%	(100.0%)	(100.1%)	100.0%	100.1%	100.1%

図 4 地域づくり計画等への参加の意向について



(6) 参加促進のため必要な取り組みについて

地域活動への参加促進のために必要な取り組みについては、表13に示すとおり、市民、地縁団体、NPO・市民団体とすべての主体が選択した割合が最も多い項目が「誰もが参加しやすい雰囲気づくり」であり、約5～6割の回答者が選択している。

次いで各主体とも選択した割合が多い項目は、「魅力的な活動内容」や「地域が抱える問題を地域が解決できる仕組みづくり」となっている。

一般的に言われる「若者の参加」については、地縁団体では選択した割合が高かったものの、市民やNPO・市民団体では選択した割合が低くなっている。

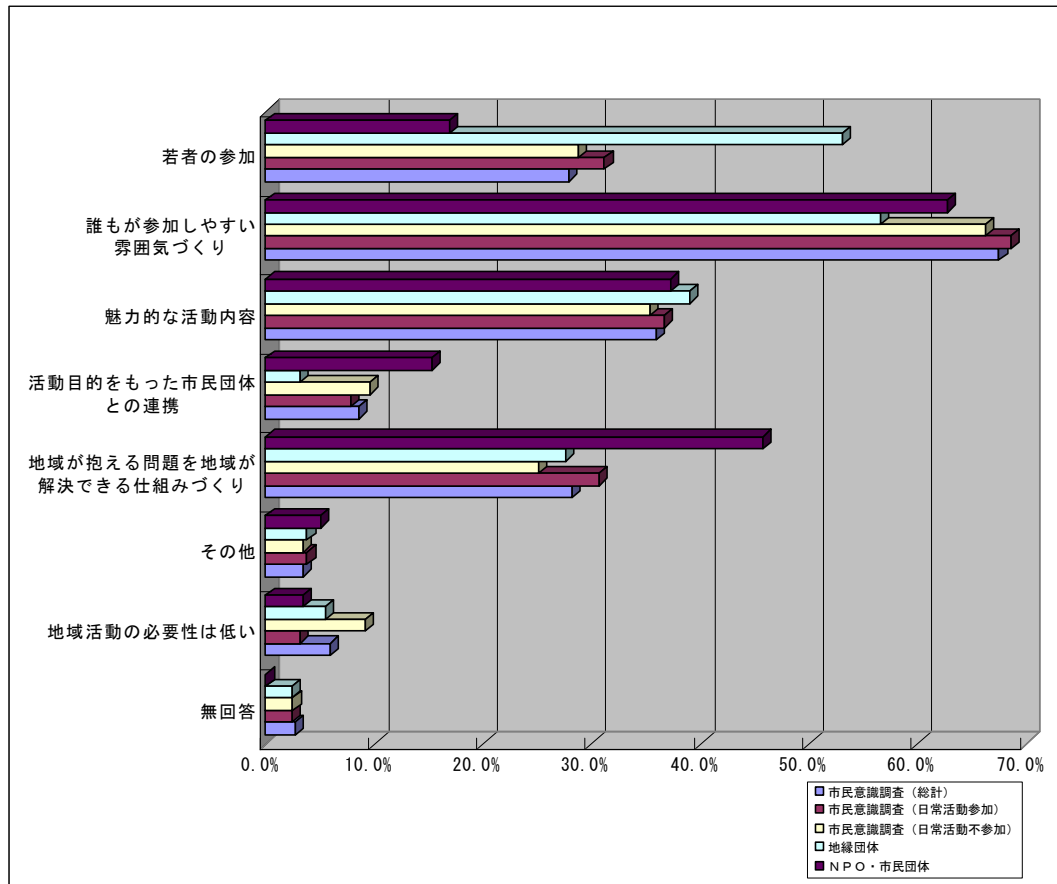
また、「地域活動の必要性は低い」の項目を選択した割合については、市民、地縁団体、NPO・市民団体とすべての主体が1割以下の低い割合を示している。

表 13 地域活動への参加促進のために取り組む必要のあること

(市民・地縁・市民団体) [2つまで選択]

選択項目	市民意識調査			地縁団体調査	NPO・市民団体調査
	総計	日常的に活動参加	日常的に活動不参加		
若者の参加	27.9%	(31.2%)	(23.8%)	53.1%	16.9%
誰もが参加しやすい雰囲気づくり	67.5%	(68.6%)	(66.3%)	56.6%	62.7%
魅力的な活動内容	35.9%	(36.7%)	(35.4%)	39.0%	37.3%
NPO（特定非営利活動法人）等の活動目的をもった市民団体との連携	8.6%	(7.8%)	(9.6%)	3.1%	15.3%
地域が抱える問題を地域が解決できる仕組みづくり	28.2%	(30.7%)	(25.1%)	27.6%	45.8%
その他	3.4%	(3.3%)	(3.4%)	3.8%	5.1%
地域活動の必要性は低い	5.9%	(3.1%)	(9.1%)	5.5%	3.4%
無回答	2.7%	(2.4%)	(2.5%)	2.4%	—

図 5 地域活動への参加促進のために取り組む必要のあること [2つまで選択]



### (7) NPO・市民団体と事業者の地域活動への関わりについて

地縁団体とNPO・市民団体との関係については、表14のとおり5割を超えるNPO・市民団体が、既に地縁団体が行う活動（以下「地域活動」という。）へ参加していると回答しているのに対して、地縁団体側はNPO・市民団体と協働して地域活動を行っている割合は、10%前半と低い値になっている。

また、地縁団体と事業者との関係については、約6割の事業者が既に地域活動に参加している状況にある。

表 14 地縁団体とNPO・市民団体、事業者の地域活動への参加の有無

選択項目	地縁団体→ NPO・市民団体	NPO・市民団体 →地縁団体	地縁団体→ 事業者	事業者→ 地縁団体
あり	13.8%	55.9%	35.5%	57.9%
なし	85.5%	42.4%	62.4%	42.1%
無回答	0.7%	1.7%	2.1%	—
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※表中で「A→B」とは、AがBに対する意識を示している。以下同様。  
 (例) 本設問であれば、「地縁団体→NPO・市民団体」とは、地縁団体がNPO・市民団体と協働して地域活動をしたことがあるかどうかについて表している。

地縁団体がNPO・市民団体と協働して地域活動を行っていない理由としては、表15及び表17に示すとおり、双方とも「自分の団体の活動で精いっぱいであること」が高率であるほか、地縁団体側からは「自らの活動で十分であり協力する必要性を見いだせないこと」を、一方のNPO・市民団体側も「参加したい分野の活動がないこと」が高い割合で選択されている。

また、NPO・市民団体においても、「地域活動への関心がないため」や「地域活動の負担が大きいため」を選択した割合はともに4.0%と低い値となっている。

地縁団体と事業者の関係においては、表16のとおり地縁団体側で最も選択比率が高かった回答が「協力したい分野の活動がないため」であるが、一方の事業者側の回答では、表18のとおり「地域活動の内容などを知らないため」が最も多くなっている。その一方で、同じ設問に対して同様の趣旨である選択項目として掲げた「事業所の事業の内容などを知らないため」について、地縁団体の回答は低い割合となっている。

表 15 地縁団体がNPO・市民団体と協働して地域活動を行っていない理由

[3つまで選択]

選択項目	比率
自分の町内会の活動で精いっぱいなため	54.4%
協力したい分野の活動がないため	14.1%
NPO・市民団体に参加を呼び掛けられる雰囲気がないため	11.7%
NPO・市民団体の人を知らないため	10.5%
NPO・市民団体の活動の内容などを知らないため	29.4%
以前にNPO・市民団体との良好な関係が築けなかったため	0.4%
自分の町内会の活動で十分であり、NPO・市民団体と協働する必要性が見当たらないため	53.2%
その他	4.4%

表 16 地縁団体が事業者と協働して地域活動を行っていない理由 [3つまで選択]

選択項目	比率
事業所が町内会の会員となっていないため	27.1%
協力したい分野の活動がないため	35.4%
事業所に参加を呼び掛けられる雰囲気がないため	30.9%
事業所の人を知らないため	10.5%
事業所の事業の内容などを知らないため	7.2%
以前に事業所との良好な関係が築けなかったため	3.9%
事業所が町内会の区域に存在しないため	26.5%
その他	9.9%

表 17 NPO・市民団体が地域活動に参加していない理由 [3つまで選択]

選択項目	比率
自分の団体の活動で精いっぱいなため	44.0%
地域活動自体に関心がないため	4.0%
参加したい分野の活動がないため	52.0%
地域活動の負担が大きい	4.0%
地域活動に参加できる雰囲気がないため	28.0%
地域の人を知らないため	12.0%
地域活動の内容などを知らないため	32.0%

表 18 事業者が地域活動に参加していない理由 [3つまで選択]

選択項目	比率
自分の事業活動で精いっぱいなため	53.5%
地域活動自体に関心がないため	5.1%
参加したい分野の活動がないため	7.1%
地域活動の負担が大きいため	12.1%
地域活動に参加できる雰囲気がないため	22.2%
地域の人を知らないため	29.3%
地域活動の内容などを知らないため	55.6%
その他	17.2%

### (8) 今後の地域活動への参加・協働について

今後、地縁団体が、NPO・市民団体及び事業者と協働して地域活動を行うかについては、表19に示すとおりNPO・市民団体に対しては協働に否定的な意向が約8割であった一方、事業者に対してはほぼ半々の結果となった。

表 19 今後、地域活動で協働又は地域活動に参加したいと思うか（地縁・市民団体）

選択項目	地縁団体 → NPO・市民団体	NPO・市民団体 → 地縁団体
	そう思う	17.2%
あまりそう思わない	68.6%	28.8%
まったくそう思わない	10.7%	1.7%
無回答	3.4%	3.4%
計	99.9%	100.1%

地縁団体がNPO・市民団体との協働に否定的な理由としては、表20に示すとおり、「自分の町内会の活動で精いっぱいなため」と「自分の町内会の活動で十分であり、協力する必要性が見当たらないため」の項目を半数以上が選択している。

表 20 地縁団体がNPO・市民団体と協働しようと思わない理由〔3つまで選択〕

選択項目	比率
自分の町内会の活動で精いっぱいなため	64.3%
協力したい分野の活動がないため	12.6%
NPO・市民団体に参加を呼び掛けられる雰囲気がないため	10.0%
NPO・市民団体の人を知らないため	7.8%
NPO・市民団体の活動の内容などを知らないため	25.2%
以前にNPO・市民団体との良好な関係が築けないと思われるため	0.9%
自分の町内会の活動で十分であり、NPO・市民団体と協働する必要性が見当たらないため	54.8%
その他	2.6%

反対に、NPO・市民団体は3分の2以上の団体が地域活動に参加してもいいという意向を示している。また、NPO・市民団体のうち、「今後、地域活動に参加しようと思うか」との質問に否定的な団体は、地縁活動に参加しない理由として、表21のとおり、「参加したい分野の活動がないため」を選択した団体が5割となっており、次いで「地縁団体と協働する必要性が見当たらないため」が約3分の1となっている。

表 21 NPO・市民団体が地域活動に参加しようと思わない理由 [3つまで選択]

選択項目	比率
地域活動自体に関心がないため	5.6%
参加したい分野の活動がないため	50.0%
地域活動の負担が大きい	5.6%
地域活動に参加できる雰囲気がないため	22.2%
地域の人を知らないため	—
地域活動の内容などを知らないため	22.2%
以前に地縁団体との良好な関係が築けなかったため	5.6%
地縁団体と協働する必要性が見当たらないため	33.3%
その他	27.8%

一方、地縁団体と事業者との関係については、表22のとおり、地縁団体側は約4割と比較的低い割合を示した一方で、事業者側は約4分の3といった高い割合となっている。地縁団体側の割合が低く、事業者側の割合が高いという状況は、前述の地縁団体とNPO・市民団体相互の関係と同様の傾向の傾向を示している。

表 22 今後、地域活動で協働又は地域活動に参加したいと思うか（地縁・事業者）

選択項目	地縁団体 → 事業者	事業者 → 地縁団体
そう思う	44.5%	73.6%
あまりそう思わない	38.3%	23.0%
まったくそう思わない	9.0%	2.1%
無回答	8.3%	1.3%
計	100.1%	100.0%

地縁団体が事業者との協働に否定的な理由としては、地縁団体が事業者と協働できない場合の理由として挙げたのは、表23のとおり、「協力したい分野の活動がないため」が約4割、次いで「事業者が町内会の区域に存在しないため」と「事業所に参加を呼び掛けられる雰囲気がないため」が約3割となっている。さらに、「事業所が町内会の会員となっていないため」が約4分の1となっており、事業者と協働しようとしても、その相手が存在していない状況も見受けられる。



表 23 地縁団体が事業者と協働しようと思わない理由 [3つまで選択]

選択項目	比率
事業所が町内会の会員となっていないため	26.3%
協力したい分野の活動がないため	43.1%
事業所に参加を呼び掛けられる雰囲気がないため	31.4%
事業所の人を知らないため	10.2%
事業所の事業の内容などを知らないため	8.8%
以前に事業所との良好な関係が築けなかったため	3.6%
事業所が町内会の区域に存在しないため	33.6%
その他	7.3%

これに対して、事業者が地域活動に参加しない理由としては、表 24 のとおり、「地域活動の内容などを知らないため」が約 6 割となっており、次いで「地域の人を知らないため」が約 3 割となっている。

表 24 事業者が地域活動に参加しようと思わない理由 [3つまで選択]

選択項目	比率
地域活動自体に関心がないため	16.9%
参加したい分野の活動がないため	13.6%
地域活動の負担が大きい	23.7%
地域活動に参加できる雰囲気がないため	28.8%
地域の人を知らないため	32.2%
地域活動の内容などを知らないため	57.6%
以前に地縁団体との良好な関係が築けなかったため	5.1%
地縁団体と協働・協力する必要性を感じないため	8.5%
その他	18.6%

また、地縁団体が NPO・市民団体、事業者と協働しようとする場合に、協働に必要な事項については、NPO・市民団体とは「相互の情報の提供」や「相互の認知の機会の提供」を、事業者とは「相互の認知の機会の提供」を望んでいることがわかる。

表 25 協働する上で必要な事項 [該当するものすべて選択]

選択項目	地縁団体→ NPO・市民団体	地縁団体→ 事業者
相互の認知の機会の提供	50.0%	48.1%
協働する場合の財政的支援	32.0%	31.0%
相互の情報の提供	52.0%	34.1%
相互の活動の場の提供	14.0%	28.7%
相互の協力体制の組織化	34.0%	39.5%
相談窓口の設置	10.0%	6.2%
わからない	—	0.8%

(9) 協働を進める上での協働の形態について

今後、地縁団体がNPO・市民団体、事業者と協働して地域活動を進める上で、地縁団体が希望する協働の形態については、NPO・市民団体に対しては、「地域活動に企画・準備の段階から構成員が参加」(45.0%)が最も多く、次いで「会費(協賛金・賛助金等を含む。)の負担」(40.0%)、「地域活動に当日のみ社員構成員が参加」(37.5%)の順となっている。事業者に対しては、「会費(協賛金・賛助金等を含む。)の負担」(55.3%)が最も多く、次いで「地域活動に必要な資材や機材の無償又は安価での提供」(48.5%)、「地域活動に必要なスペース(事務所や会議室、駐車場)等の提供」(41.7%)の順となっており、NPO・市民団体に対しては活動への参加を求め、事業者に対しては活動資金や資材等の物質的な支援を期待している状況である。

一方、NPO・市民団体及び事業者が、今後地縁団体と協働しようとする場合に協働できる分野については、NPO・市民団体では「地域活動に当日のみ社員構成員が参加」(71.8%)が最も多く、次いで「地域活動に企画・準備の段階から構成員が参加」(69.2%)、「地域活動に必要なスペース(事務所や会議室、駐車場)等の提供」(28.2%)の順となっている。事業者では、「会費(協賛金・賛助金等を含む。)の負担」(71.1%)が最も多く、次いで「地域活動に当日のみ社員構成員が参加」(60.7%)、「地域活動に企画・準備の段階から構成員が参加」(47.4%)の順となっている。

なお、事業者の自由回答においては、地縁団体の金銭的な要求に対する不満の意見も見られた。

表 26 地縁団体が希望する協働形態とNPO・市民団体と事業者が協働できる分野

[該当するものすべて選択]

選択項目	地縁団体→ NPO・市民 団体	地縁団体 → 事業者	NPO・市民 団体→地縁 団体	事業者 → 地縁団体
地域活動に企画・準備の段階から構成員が参加	45.0%	33.0%	69.2%	47.4%
地域活動に当日のみ社員構成員が参加	37.5%	30.1%	71.8%	60.7%
会費(協賛金・賛助金等を含む。)の負担	40.0%	55.3%	23.1%	71.1%
地域活動に必要な資材や機材の無償又は安価での提供	35.0%	48.5%	28.2%	43.3%
地域活動に必要なスペース(事務所や会議室、駐車場)等の提供	17.5%	41.7%	10.3%	42.2%
その他	—	4.9%	5.1%	6.9%
無回答	—	—	—	2.3%

## 5 アンケート調査結果の分析

### (1) 地域活動が担うべき役割についての共通したイメージがないこと

町内会・自治会といった地縁団体は、地域における相互扶助組織としての役割を担いつつ今日に至っている。

特に、戦後の地域社会においては、防火や防犯、道路整備、水利施設の維持などの共同作業をはじめとする地域課題への対応や、冠婚葬祭時の相互扶助など、まさに個人・家庭でできないことを担う「共助」のための組織であった。

しかし、今日の地縁組織は、これらの共助機能は過去と比較して相対的に弱まり、運動会や夏祭りなどで地域の親睦を深めるといった側面が大きくなってきていると考えられる。このことは、地縁団体が重点的に取り組んでいる活動の内容からも読み取れる。

地域における共助機能と親睦機能とは、相乗的に効果を生ずるものであり、今後、中長期的な展望に立ち住民自治を主体とした地域社会の形成を図っていくためには、改めて共助機能のあり方を見直し、高めていく必要があるが、地縁団体においては、「役員のみ手がいない」「若者が参加しない」といった課題に直面しており、地域の共助機能を再考する余裕はない。また、市民においても、表12に示すとおり、「地域の課題を地域自らが解決するための計画づくりや活動に参加したいと思いますか」との質問に対して、約3分の2が参加の意向を示しているものの、地域活動の参加促進のために必要なことについては、表13に示すとおり、現に目にして親睦組織としての地縁団体の活動を前提に「誰もが参加しやすい雰囲気づくり」や「魅力的な活動内容」を選択しており、「地域が抱える問題を地域で解決できる仕組みづくり」を選択した割合が上記2項目より少ないことから、共助機能の充実への意識はそれほど高くないのではないかと推察される。

一方で、NPO・市民団体は、地縁団体と協働しようと思わない理由として「参加・協力したい分野の活動がないため」を最も多く挙げているが、社会的課題の解決に向けて特定の目的・使命の下に活動するNPO・市民団体が、敬老会や夏祭りなど親睦活動が中心となりつつある地縁団体と協働できる分野が限定されているという意識を有していることが想定される。このことは、図13に示すとおり「地域が抱える問題を地域で解決できる仕組みづくり」を選択したNPO・市民団体が、市民・地縁団体と比較して高い割合を示していることからもうかがえる。

このように、地域住民の福祉の向上に寄与するはずの地域活動が担うべき役割について、地縁団体、市民、NPO間でイメージが共有されていないことから、相互の認識差が生じるものとなっていると考えられる。

## (2) 地域活動の必要性は、幅広く認識されていること

地域活動は、(1)で指摘したとおり、それぞれが描くイメージは異なっていると考えられるものの、その必要性については各アンケートの結果からは幅広く認知されているとともに、各主体とも可能な範囲で地域活動への参加意欲を有していると考えられる。

なお、地縁団体、NPO・市民団体、事業者とも、表12に示すとおり、市民に対する調査と比較して、「積極的に参加したい」とする回答が多くみられた一方で、市民に対する調査のうち、日常的に地域活動に参加していないと回答した者は、その過半が地域活動への参加に否定的な意見となっている。しかし、他の結果と同様に、「地域活動の必要性は低い」を選択した回答者が少数(9.1%)となっており、参加に否定的な意見を有する市民であっても、地域活動の必要性については、一定程度認めているものと考えられることから、その必要性は広く認識されていると考えられる。

## (3) 地縁団体の抱える課題は共通していること

多くの地縁団体では、地域活動自体が停滞しつつあると回答し、また、抱える課題等は所在する地域や世帯数等に関わらず、同じような回答を選択する傾向となっていることから、地縁団体の抱える課題は共通しているものと考えられる。

## (4) 各主体とも地域活動に参加する高い意欲を有していること

地縁団体とNPO・市民団体との関係において、表17のとおり、「地域活動への関心がないため」や「地域活動の負担が大きいため」を選択した割合が4.0%となっている。これらの団体は通常の活動では、あまり地域性を有しないものとされているが、低い割合であったことは、これらの団体にあっても必ずしも地域コミュニティに対する関心が低いということではないと考えられる。

さらに、相手の活動内容を知らないという回答も約3割あることから、相互の活動や構成員等の情報の不足が協働に結びついていない可能性もあり得ると考えられる。

一方、地縁団体と事業者との関係については、約半数の事業者が既に地縁団体との協働を進めている。これは、事業者の事務所、営業所等が町内

会の区域にある場合には、法人会員や賛助会員として町内会に加入している例や、地域住民を対象とした店舗やサービスの提供等により地域住民が顧客となるなど、地域社会との関わりが深いことから、前者と比較して高率になっているものと考えられる。この点は、地域性を有しないことが多いNPO・市民団体と異なる特性が影響した部分である。

また、町内会の区域に事業者が存在しない又は少数である場合も想定される。今回、回答のあった地縁団体の4分の1程度が町内会の区域内に事業者がいないと回答しており、地縁団体が協働しようと考えても、その相手方がいないという状況がうかがえる。

#### (5) NPO・市民団体の参加・協働に対して地縁団体が否定的であること

今後、地縁団体、NPO・市民団体が協働して地域活動を行うかについては、地縁団体とNPO・市民団体の意識は大きく異なっている。

表19に示したとおり、地縁団体は協働に否定的な意向が約8割であったのに対し、NPO・市民団体は6割以上の団体が地域活動に関わってもいいという意向を示している。

地縁団体が協働しようとししない主な理由としては、表20のとおり「自分の団体の活動で精いっぱいなため」(64.3%)、「自分の町内会の活動で十分であり、協力する必要性が見当たらないため」(54.8%)となっている。

地縁団体は現状の活動で手いっぱいとなっており、新たな団体との連携による負担の増加を望まず、また、地域活動は地縁団体のみが行う活動で十分機能しているという意識を強く有していることが分かる。

一方で、表13に示すとおり、地域活動参加促進のために必要な取組みとして、市民の意識は「誰もが参加しやすい雰囲気づくり」(67.5%)、「魅力的な活動内容」(35.9%)を求めている。

このため、地縁団体は、活動に対する新たな市民のニーズの存在を認識できていないことも考えられる。また、別の視点からこれまでの活動を振り返り、見直していくということに負担感を感じていることが、他の主体、なかでも何らかの公共課題を解決する機能を有するという点では共通の要素を含むNPO・市民団体の参加を拒む理由ではないかと考えられる。

さらに、地縁団体とNPO・市民団体が、お互いの活動内容を認知していないことが、上記の選択につながっていることが想定される。特に、地縁団体からは、「NPO・市民団体がどのような活動をしているかわからないので想定できない」という回答や質問もあり、相互理解が進むことで、よりよい関係を構築できる余地があると考えられる。

#### (6) 地縁団体は新たな事業に取り組む余力がないこと

地縁団体では、表5のとおり、重点をおいて取り組んでいる事業の内容が固定化しつつあり、新たな参加者の発掘に結びついていないことが推定される。このため、市民対象のアンケートで、地域の活動や人を知らないという回答につながったものと考えられる。一方、地縁団体においては役員不足等で新たな事業に取り組めず困っている状況が発生し、それがさらに住民の地域活動離れを引き起こすといった負の循環を生み出している可能性がある。

また、地縁団体における運営上の困りごととして、表10のとおり、「市や関係機関からの依頼や連絡文書が多すぎる」を選択した地縁団体が全回答者の約5割（47.5%）もあり、市としても地縁団体への依頼等が安易に行われていないか、再検討が必要と考えられる。

#### (7) 雰囲気や地域の活動や人を知らないという問題があること

市民が地域活動に参加しない最大の理由として、表11のとおり、約4分の3の地縁団体は地域活動への無関心を挙げているが、一方で日常的に地域活動に参加していない市民の当該項目を選択した状況は、4分の1以下となっており、必ずしも地域活動自体に関心がないということではないと考えられる。

また、仕事等の多忙さについては、全調査対象で高率を示している。これは従来と比較して、勤労者の勤務形態が多様化し、在宅時間が世帯によって異なるなどの社会環境に、地域活動が対応できていない状況が存在しているものと考えられる。

さらに、日常的に地域活動に参加していない市民にとっては、地域における人的ネットワークの範囲が狭く、地域活動の情報の入手が困難であることから、参加意欲の動機付けが少ないといった状況が想定されるほか、地縁団体、市民ともに「地域活動に参加できる雰囲気がないため」を選択した割合も比較的高いことから、地域活動への敷居の高さや、参加時の居心地の悪さを感じたことが、(その後の)積極的な参加を阻害している可能性があると考えられる。

その一方で、盛岡市内の地縁団体への加入率については、今回のアンケートにおいても世帯で88.2%、事業所で77.1%、世帯及び事業所の合計の平均でも87.6%となった。市政モニターでの加入の有無を問う設問においても、91.3%が加入していると回答していることから、概ね9割程度の高い加入率を維持していると推定される。

## 6 他都市の取組み事例

### (1) 金沢市（中核市）

#### ア 集合住宅コミュニティ条例を制定

集合住宅の住民を含む地域の住民相互の連帯意識を醸成するとともに、住民のまちづくりへの参画を促進し、良好な地域社会の形成に資することを目的として、平成20年4月1日から「集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例」を施行している。

#### イ コミュニティ窓口の設置

地縁団体等の関係団体の協力を得て、市役所内にコミュニティ相談窓口を設置するとともに、専任のコミュニティアドバイザーを配置（週3回半日）している。

現在のコミュニティアドバイザーは、地域においては地縁団体の会長であるとともに、NPOの役員でもあることから、地域や市民活動の事情に詳しい人材が相談業務を担っている。

#### ウ 地縁団体の活動を可視化するマニュアルの研究

地縁団体の事務や会費の使途等について、可視化することにより、地域内での議論や役割分担を進めていくためのマニュアルの整備に着手している。

このマニュアル整備により、地縁団体の活動が可視化され、情報発信等も可能となる。

### (2) 上越市（特例市）

#### ア 都市内分権の推進

上越市では、「市民にとって身近な地域の課題は、できるだけ市民に近いところで解決されるべき」という地方分権の考え方を市の内部にも当てはめ、別に定めた自治基本条例において、「都市内分権」を推進することを明らかにするとともに、地域自治区をその推進のための仕組みとして規定している。

#### イ （地方自治法上の）地域自治区の設置

同市は、平成17年1月に周辺13町村と市町村合併（上越市への編入合併）し、旧上越市以外の旧町村区域にそれぞれ合併特例法による地域自治区を設置した。しかし、同市ではその後に制定した前述の自治基本条例において、地方自治法に根拠を有する地域自治区を設けるとする旨の規定を設けるとともに、従来設置していなかった旧上越市の区域にも地域自治区を設けることとなり、市域全域において地域自治区を設置することとした。

## ウ 地域協議会委員の公選

上記の地域自治区に設置される地域協議会委員については、その多くが学識経験者や関係機関・団体からの推薦により選出されているが、同市は原則として公選制によるものとしており、市議会議員選挙に併せて委員の選任投票を実施している。

### (3) 宮崎市（中核市）

#### ア 地域コミュニティ税の導入

宮崎市では、平成21年4月から、「地域コミュニティ税」を創設することとしている。同市では、地縁団体への加入率が約64%と大幅に低下してきており、これまでのやり方では十分な成果を上げることが困難である一方、NPO・市民団体等の活動が活発化していることから、地域コミュニティにおけるこれらの団体の存在意義が大きくなってきている。

同市では、地域自治区や合併特例区の設置により、地域住民自らの課題解決の取組みを進めているが、このための財源確保として、新たに「地域コミュニティ税」を導入することとしたものである。

なお、同税の導入に当たっては、地域協議会や合併特例区協議会の会長、NPOの代表、学識経験者などで組織される、使途のルールを検討する使途研究会と、使途の評価を行う評価委員会を設置し、同税の使途の適正化と明確化を図ることとしている。

交付対象は、地域まちづくり協議会であり、交付金額は均等割と人口割とを組み合わせで算出する。団体あたりの交付額は、1,920千円～9,700千円となっている。

#### ○地域コミュニティ税の概要

1 名称	宮崎市地域コミュニティ税条例（平成20年3月28日条例第8号）
2 税額	年額 一人当たり500円（税込規模 約8,000万円）
3 納税対象者	個人で市民税均等割が課税されている方（約37万市民のうち約16万人）
4 課税方式	市民税均等割超過課税方式（法定普通税）
5 納付方法	市による普通徴収。給与所得者は、事業主による特別徴収。
6 税の使途	地域自治区・合併特例区で取り組む地域の課題解決のための活動 （地域の防犯防災，地域福祉，環境，地域再生等の活動）
7 交付団体	地域まちづくり推進委員会 （地域協議会等の実践組織で，原則的に各地域自治区等に1団体）

（宮崎市ホームページから引用）



## イ 地域自治区と合併特例区の設置

宮崎市は、平成18年1月1日に近隣の佐土原町、田野町、高岡町の3町と合併したが、住民主体のまちづくりを推進するために、旧宮崎市域を15の区域に分けて地方自治法の一般制度による地域自治区を、旧3町域に合併特例に基づく合併特例区を設置した。なお、合併特例区は、将来的には一般制度の「地域自治区」に移行する予定である。

## (4) 長野市（中核市）

### ア 都市内分権推進計画の策定

長野市では、平成18年3月に「長野市都市内分権推進計画」を策定し、①地区住民の意見を集約し市へ提案すること、②地区課題を解決するための独自事業を実施すること、③市が行っている事業を協定により実施すること、の3つの機能を有する「住民自治協議会」の設置の促進と、この協議会を支えるため、支所を住民活動の拠点として位置付け、まちづくり活動を側面から支援する地区活動支援担当を置くなど支所機能の充実を図るなどの体制整備を行っている。

### イ 各種団体に関する見直し

同市では、住民自治協議会の活動が活発に行えるよう、同市が主導して新たな団体を設立しないようにするとともに、市の行事での動員等を行わないなどの各種団体に対する市の依頼事務を見直すことや、同様の目的の団体の統廃合や住民協議会への統合を進めていくこと、従来の補助金制度も抜本的に見直し、総合補助金化を進めていくこととしている。

## (5) 池田市

### ア 地域分権の推進に関する条例の制定

池田市では、平成19年6月に同条例を制定し、市内の11の小中学校区ごとに住民による地域コミュニティ推進協議会を設置し、市への予算提案権を付与するなどの取組みを実施している。

### イ 予算提案権の配分

同市では、個人市民税の1%（約7,000万円）を地域コミュニティ推進協議会の事業費として使用できるように、交付している。支払方法は請負、委託、補助等として支出されるが、地域ごとの人口割等を考慮して上限額が6～7百万円の範囲となっている。

## 7 今後の研究について

平成21年度は、これまでの研究から浮き彫りになった地域コミュニティの現状を踏まえて、盛岡市らしさを生かした自治・協働の新しい仕組みづくりを検討することとしたい。

特に、「3 盛岡市の市民参加・コミュニティ政策等の推移」で述べたように、当市には市民がまちづくりに対して積極的に参加してきたという土壌があることや、地区福祉推進会の設置など、地域の福祉や生活環境の向上に取り組んできたことは、他に誇るべき盛岡の「独自性」の表れであるといえるのではないかと。このことは、今回の「自治・協働の新しい仕組みづくり」を進めていく上で、今後も必要な要素である。

しかし、本年度の研究結果からは、当市においても地域コミュニティは衰退しつつあり、地域にとっては活動の担い手の確保が難しくなっているという現実が存在している。

ただ、地域コミュニティにとって中心となり得るのは、やはり地域に根差した地縁団体であることも事実である。特に、町内会・自治会といった地縁団体は、地域コミュニティの中核として、地域社会に対して果たしてきた役割は大きいといえる。地縁団体が今日まで一定程度の公的サービスを担っていることは事実であり、その重要性については十分に評価されるべきものである。

補完性の原理から捉えても、「個人でできないことは地域で」解決することが求められるものでもあり、地域に活動の基盤を有する地縁団体の存在は、今後も必要不可欠なものであると考えられる。

一方で、地縁団体自体も様々な課題を抱えている状況であるが、活動の継続性の確保と新しいニーズへの対応の両立が求められている。特に、社会環境が大きく変化してきており、個人のライフスタイル（生活様式）が多様化した今日においては、従来の活動の内容が、地域住民のニーズと合致していないということも想定される。地縁団体の多くでは、継続的な活動が主となり、活動自体で手一杯なことから、その活動の内容についての振り返りと改善といった、いわゆるPDCA（Plan-Do-Check-Action）が適切に実施されていないということも考えられる。地縁団体としては、若年者が地域活動に参加することを求めている一方で、若年者が参加できるような活動内容や組織運営に十分な配慮がなされているかということは、今回のアンケート調査の結果からは疑問である。若年者を含めた多くの市民が、地域活動への参加を可能とするためにも、誰もが地域にとって必要なことなどを議論できる開かれた場・機会といったものを設けることは、市民が求めている「誰もが参

加しやすい雰囲気づくり」や「魅力的な活動内容」を生み出していくために、有効な仕組みであると考えられる。

また、今日までの活動を見直して、不足する活動資源、中でも情報や専門知識を有する人材等については、外部からの供給を考慮することや、隣接する他の地縁団体と共同で事業を実施するなどの柔軟な形態も考慮することが望ましいと考えられる。

さらに、地縁団体の業務マニュアル作成等の支援を通じて、地縁団体内の活動や会費の使途の可視化を進めていくことで、新たな事業展開や既存事業等の必要性の再検討、地域での役割分担等を進めることにつながるものと考えられる。

今日までの当市の地域コミュニティの活動を十分に踏まえつつ、以上の課題に対応していくためにも、新たな「自治・協働」の枠組みが必要となってくる。この枠組みとして、図6に示すとおり、①市民の参加を促す雰囲気づくりのツールとして総務省のコミュニティ研究会等でもその必要性が指摘されている「コミュニティ・プラットフォーム」(地域づくり組織)について、図7のとおりに地縁団体を中心として構築し、議論の場を確保すること、②地域のあるべき姿を議論し、地域における課題と解決方法等を地域づくり計画としてまとめたものに基づいて地域活動を展開し、活動に参加した市民が参加した成果を実感できるようにすることや、現在の社会環境に即した「地域コミュニティの機能の拡充(バージョンアップ)」を図ることにより、より市民サービスが向上すること、③上記2項目を進めていくために必要な権限と財源を各地域に分担する「都市内分権」を導入すること の3点について、次に掲げる視点から研究を進めていきたいと考える。

これらの取組みは、地域における課題解決能力を高めるとともに、地域住民のニーズに一定程度応えることが可能な地域コミュニティへの機能の強化に結び付くと考えられる。これにより、従来と比較して、より地域における公共サービスの量的・質的水準の向上が期待され、結果として、市民生活の向上に寄与すると考えられる。

図 6 自治・協働の新しい仕組みの体系

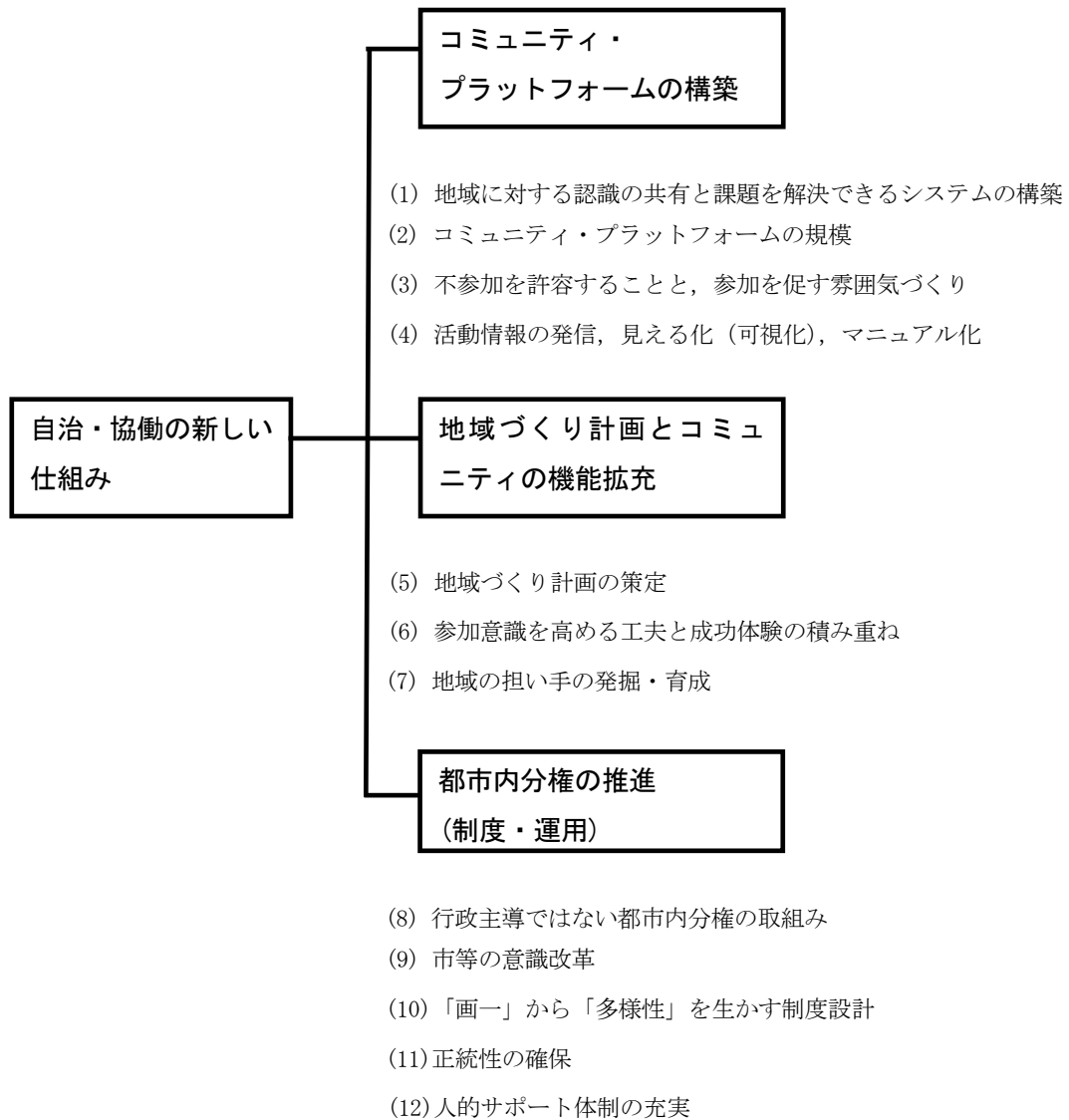


図 7 コミュニティ・プラットフォームの枠組みイメージ

○現行の地域コミュニティ組織を基本として、NPO・事業者等の多様な主体が参加できるコミュニティ・プラットフォーム（地域づくり組織）を構築

→地域に根差した既存の組織（例：福祉推進会等）を中核とし、機能補完が必要な部分については他の主体を組み合わせる方向で検討

○地域づくり計画の策定及び策定後のコミュニティ・プラットフォームの活動を個別に支援

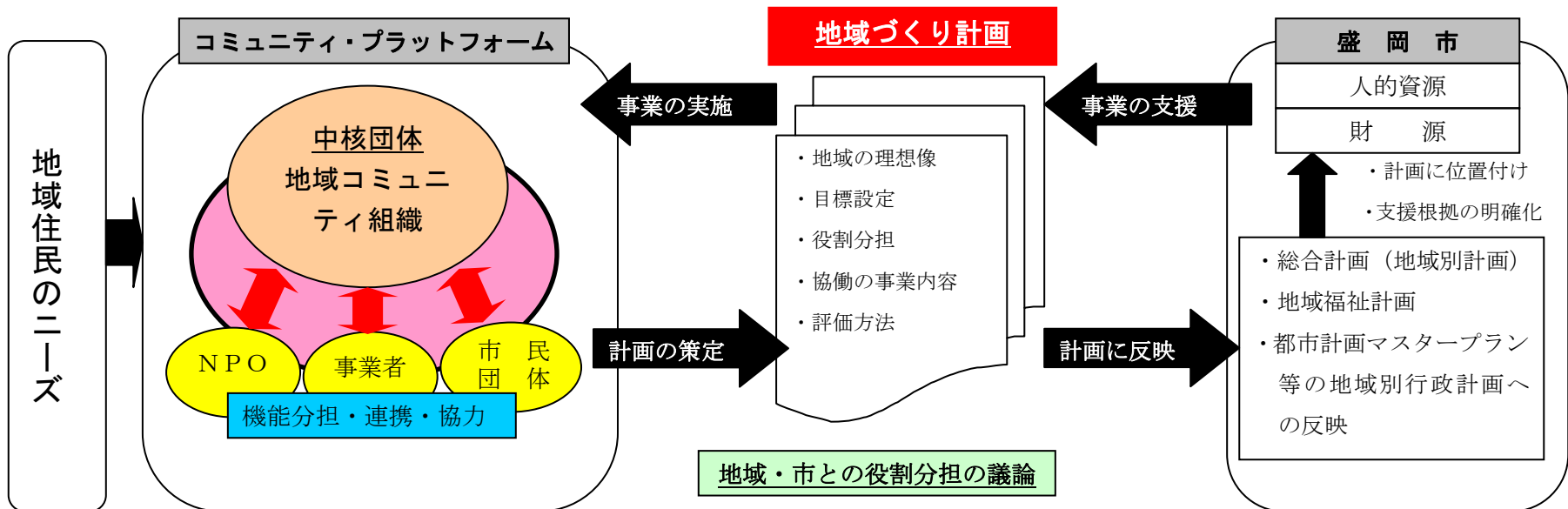
→地域協働の原則に基づき、やる気のある地域が主体となった活動を人的・財政的に支援

→地域のニーズや能力に応じた多様な制度・メニューの設定（画一的な制度運用の排除）＋地域からの提案制度

○市の計画等との整合の確保

→全体計画や地域別計画の作成に際しては、市も一定の配慮

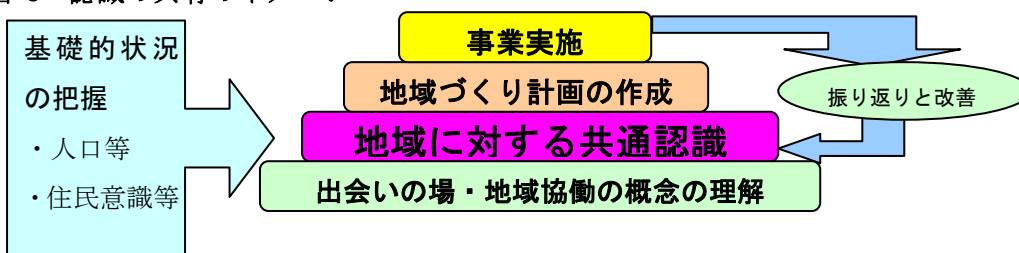
41



### (1) 地域に対する認識の共有と課題を解決できるシステムの構築

今までの調査結果から、地域活動に対する現状や活動内容、抱える問題に対する各主体の認識は異なっていると推定される。このため、各主体が共通のテーブルで地域の課題に対する認識を共有し、解決に結び付けられる場として「コミュニティ・プラットフォーム」(地域づくり組織)の構築が有効と考えられる。このコミュニティ・プラットフォーム構築の前段階として、各主体がお互いの活動目的や内容などを知る機会としての「出会いの場」の設置や、地域協働の概念を学ぶ機会の提供等が求められる。

図 8 認識の共有のイメージ



また、従来の地縁団体の活動は、既存の事業実施に追われ、その活動内容を見直す余力がない状況となっている可能性が高い。特に地縁団体に対するアンケートでは、「自分の団体の活動で精いっぱいなため」の選択項目を選択してするケースが非常に高く、仮に地域に新しいニーズがあっても対応することが難しい状況となっていると推定され、これが地域活動へ参加しがたい雰囲気を作り出しているとも考えられる。

また、地域でのワークショップ等では、自らの地縁団体に存在する問題点への「気づき」が十分でないケースも見受けられる。

地域活動が低下してきている状況は、今日の地域コミュニティの現状に対して市民が満足していないことの反映とも考えられ、市民の満足を高める一つの方法として、NPO・市民団体等の専門的知見を生かして地域での潜在的なニーズを顕在化させるなど、地域住民以外の別の視点からも地域を見つめなおしていくことも有効であると考えられる。

このため、最終的にはコミュニティ・プラットフォームを構築し、そこでの活動の振り返りと改善を進めていくことは、多様な主体による認識の共有化にとっても有効であり、市民の参加意識を生かすことにつながる可能性が高い。

その一つの手段として、NPO・市民団体等の有する専門的知見や技術をメニュー化するとともに、地域でのニーズとのマッチングを行うためのコーディネイト機能の設置が有効と考えられる。

## (2) コミュニティ・プラットフォームの規模

地域コミュニティ組織については、全国的に小学校の学区を単位として構成している例が多い。これは、昭和の大合併時に編入された町村の区域とほぼ重なっているが、これは明治の大合併時に小学校を運営できる規模が要求されたことによるものである<sup>9</sup>。

一方、当市の現状は、30の地域コミュニティ組織に対して、小学校46校（うち旧盛岡地区30校、都南地区8校、玉山地区8校）、中学校24校（うち旧盛岡地区16校、都南地区4校、玉山地区4校）となっており、地域コミュニティ組織の区域と学区が一致している区域と異なっている区域が存在しているが、現状では概ね中学校の学区に近い形で地域コミュニティが形成されていると考えられる。

現在の地域コミュニティ組織数で市内の人口を割ると、約9,800人が一つの組織の人口と考えられる。仮に全国的に多い小学校の学区を単位とした場合には、約6,400人となる（平成20年12月末現在住民基本台帳登録人口と外国人登録人口の合算値から算出）。ただ、人口も各組織の区域の面積も地域によって大きく異なることから、どの程度の人口や面積がコミュニティ・プラットフォームを構築する上で望ましいかについての検討が必要である。

参考事例として、金沢市では、小学校の学区単位に社会教育施設として地区公民館を設置しており、この区域を「校下」と呼んでいる。この校下単位で複数の単位町会から構成される地区連合会組織が設置されている。金沢市では人口約456,600人（平成21年1月1日現在）に約60の校下が存在しているが、1校下当たりの人口は約7,600人となる。

## (3) 不参加を許容することと、参加を促す雰囲気づくり

地域活動には、多くの市民の参加が望ましいことは言うまでもないが、現実的には参加できない又は参加に意欲的ではない市民がある程度存在していることも事実である。

市民に対する調査でも、育児中や、仕事が忙しいこと、高齢であることを理由として参加できないといった意見や、一方で、住んでいることを知られたくないという意見がある。また、現在の地域活動への不満を有していることが理由となっている事例も存在することから、地域活動への不参加の理由は個人によっても異なり、抱える事情も多様であるという前提に立って制度設計をする必要がある。

また、地縁団体は強制加入団体ではないとする最高裁判所の判決（最3小判 平成17年4月26日）<sup>10</sup>があり、地縁団体は「強制加入団体」ではない

とされていること<sup>11</sup>にも留意し、地域活動への参加は、あくまで市民の自発的意思によって行われる必要があり、これを強制的な方法をもって義務化することは不適切であり、行うべきではないと考えられる。

このため、普段参加できない事情を有している人に対しては、随時地域の情報が伝達され、必要に応じて気兼ねなく参加できるような体制と雰囲気づくりが必要であるとともに、普段参加に意欲的ではない市民にとっても、地域活動が魅力的であると感じられ、自発的参加を促すような情報発信や活動内容の展開が必要であると考えられる。

#### (4) 活動情報の発信、見える化（可視化）、マニュアル化

地域活動については、地縁団体の調査と市民対象の調査では、明らかに意識の差が見受けられる。特に、日常的に地域活動に参加していない市民が、その理由として挙げたものには、「地域活動の内容を知らない」ことが比較的多く選択されている。一方で地縁団体ではこの項目の選択割合が低い。以上のことから、地縁団体では十分な周知をしているという認識がある一方で、日常活動に参加しない市民にとっては、「地縁団体の活動の姿が見えない」という認識を持っていることがうかがえる。

前述のような認識に至る背景には、地縁団体の役員の成り手がいないという理由から役員が固定化してしまい、一般の構成員に活動の実態が伝わらないことで、地縁団体が行っている活動の実態を知る機会が少なくなっているということも理由として掲げられると考えられる。

このため、現在、地縁団体が行っている活動の内容や事務内容について、誰が役員となっても一定程度の事務が遂行できるようなマニュアル化を行うことや、会費の用途についても誰もが見て理解できるような表記とする、いわゆる見える化（可視化）を進め、地縁団体の活動情報を今まで以上に広く発信していくことが必要であると考えられる。

このことを通じて、地域と行政の役割分担や活動内容の見直しに結びついていくことが想定される。

#### (5) 地域づくり計画の策定

地域活動を活発に行おうとする際に必要となってくるのは、(1)で指摘したように、その地域に対する認識を共有することであるが、認識の共有後に地域のあるべき姿や地域が抱える課題への対応策等について、地域で十分に議論して一定の方向性を示すことは、地域社会に対する帰属意識や参加意識を高める上で、有効であると考えられる。

このため、必要に応じて地域ごとに、市の総合計画の地域版ともいうべ



き「地域づくり計画」を策定し、地域の理想像や課題、目標設定、市と地域の役割分担や具体的な事業内容、評価方法等について文書として作成し、これに基づいた地域づくりを進めていくことが、これからの自治・協働の仕組みとして実効性を持たせるために必要であると考えられる。特に、地域における役割分担を議論することは、市民と行政、市民とNPO・市民団体、事業者との関係などを見つめ直すことにもつながり、そこから新たな連携や協力といったものが生まれる土壌を育むことが期待される。

また、最近の傾向として、社会福祉法に基づく地域福祉計画や、都市計画法に基づく都市計画マスタープランの策定にあたって、ワークショップ等の開催により地域別構想等を定めるなどの手法が採られている。これらの個別法に基づく地域に影響を与える計画についても、地域別構想等は可能な限り地域づくり計画に包含するか、又は十分に整合性を有するものとするなどの配慮を行うことにより、地域と市が一体となった取組みが可能となるものと考えられる。

地域づくり計画の策定にあたっては、市の基本構想やこれに基づく総合計画、地域福祉計画等のいわゆる行政計画と整合させることは必要であるが、市としては、原則として地域の意思を尊重するとともに、その計画の策定と実行に十分な支援を行うことが必要であると考えられる。特に、このような計画の策定の経験のない市民が一定数存在することを前提として、策定にあたり技術的な援助を行っていくことが求められる。

さらに、市としては、地域づくり計画が策定された場合には、市の総合計画との整合を図るとともに、予算の一部を地域枠として確保するなど財源の確保を行い、地域の取組みを十分に支援していくことが必要である。

なお、地域づくり計画の策定にあたっては、原則としてコミュニティ・プラットフォームを構築の上で、当該地域の住民が主体となって議論を重ねることが望ましく、市は法令や行政計画との整合性への助言、書類作成上の技術的援助とし、「地域で計画を作成する」というプロセスを重視する必要がある。計画の策定には、多くの市民が関わるといった意思形成行為自体が、計画の正統性なり実効性を高めることになるためである。地域づくり計画としての形式を整えることよりも、計画策定の過程を重んじる運用が必要となると考えられる。

地域づくり計画の策定にあたっては、いわゆるコンサルティングを業務とする事業者が、コミュニティ・プラットフォームから地域づくり計画の案の作成を請け負うことも想定される。しかし、そのような行為は、地域

全体で議論して合意形成を図るという今回の趣旨には適合しないものであることから、可能な限り認めないとするのが望ましいと考えられる。

#### (6) 参加意識を高める工夫と成功体験の積み重ね

多くの市民は、地域活動の必要性は認知し、参加したいとする意識も持ち合わせていることから、その一步を踏み出すためのきっかけを創出することが必要である。

また、参加の受け入れ側も、参加を歓迎する雰囲気づくりが必要であり、地域コミュニティへのさまざまな主体の参加は、オープンな雰囲気の醸成に寄与すると考えられる<sup>12</sup>。

さらに、地域活動への参加者にとっては、地域での課題が解決するなど、参加したことで何らかの満足を得られることが必要と考えられる。この積み重ねが次の参加機会の創出へ結びつくものと考えられる。

特に、市が地域において各種のワークショップを実施しているが、その成果が地域に還元されていないという批判があり、事業実施に当たっては参加者に対し具体的な成果を示すことや検討の過程を明らかにする（説明責任）ことが求められているものと考えられる。

#### (7) 地域の担い手の発掘・育成

地域社会の高齢化により、特に農村部に地域活動を担う人材が少なくなっているといわれる。この状況で地域活動を進め、地域における課題解決機能を高めようと思っても、その企画と実行を担う人材がいなければ、対応できないという現実が存在している。

仮に、都市内分権等を実施するとして、その地域に財源を配分しても、その事業を実施する人手がなければ、そもそも制度自体が機能しない。

このため、コミュニティ・プラットフォーム等の枠組みの中で、新たな担い手の発掘・育成という観点から、運営スタッフ等の公募制も検討していく必要があると考えられる。

一方で、同時に、従来のような団体推薦の委員の枠も確保していくことも大切であると考えられる。公募制は一見すると民主的で画期的な取り組みに見えるが、各種団体推薦委員と異なり、実際にその地域での活動を行う場（フィールド）を持ち合わせていないことも想定される。

一方、団体推薦の委員の場合には、地域に戻った際に活動するフィールドは存在するものの、自らの意思とは異なり、推薦団体の意向に左右される可能性もある。公募制による委員、団体推薦による委員それぞれにメリット・デメリットが存在する。このため、公募制が必ずしも機能するとは

限らず、地域によっては女性や他地域からの移住者が公募に応募しにくい雰囲気を持っている場合もあるとの指摘もある。

#### (8) 行政主導ではない都市内分権の取組み

コミュニティ・プラットフォームの構築や都市内分権の推進は、その必要性や有効性は理解されるものの、一方で「行政の下請け」といったイメージでとらえられる可能性もある。特に、地縁団体は、市や関係機関からの依頼の多さに負担感を感じており、適切な役割分担せずに行政が主導してコミュニティ・プラットフォームを構築することは望ましくなく、また行うべきではないと考える。行政の発意によるコミュニティ・プラットフォーム構築に取り組んでいる都市に電話等で確認したところ、行政側の期待に反して市民の盛り上がりが少ないことに苦慮しているという意見があった。コミュニティ・プラットフォームをはじめとして、地域づくりに対する市民の盛り上がりがなければ、制度を作っても実態的に機能しないことが想定される。ただ、都市内分権の枠組みは、地域の自立性を担保する上で必要なものでもあり、枠組みを作ることと、地域の盛り上がりを誘発することとのバランスが必要である。

#### (9) 市等の意識改革

従来、市では様々な事務事業について、地縁団体やその連合組織に依存してきている部分がある。平成20年度に盛岡市市民活動推進課が調査した結果によれば、市が町内会（自治会）等へお願いしている事業、補助事業及び地域に密着している事業等は85件で、補助金、委託料等の総額は平成20年度当初予算ベースで約3億5千万円となっている。その一方で、表10に示すとおり、約半数の地縁団体からは、市等の関係機関からの業務依頼が地域活動を進める上での支障となっていると回答されている。

地縁団体はあくまで任意組織であり、その任意性を超えて市が地域や地縁団体に対して多くの負担を求めているとすれば、それは改めて検討していく必要があると考えられる。

他都市の実例では、長野市では都市内分権を進めていく上で地域と市との関係を十分に整理し、市は自らの事業等に地縁団体を動員しないことや市関係団体の整理統合を進めていくことに取り組んでおり、参考とすべきと考えられる。

また、市以外の関係する団体等も、地域に対して何らかの業務を依頼していることが多いと考えられる。一例として、地縁団体に対するアンケートで指摘のあった、日本赤十字社や共同募金会等の関係機関の地縁団体に

依存した募金活動等については、市民から見れば、町内会をはじめとする地縁団体を構成している班の班長から寄付を求められることは、その後の近隣関係を考慮すれば、事実上の強制と受け取られかねないことも想定される。一方の集金する側の立場にあっても、募金に対する多様な価値観を有する市民が存在している中での募金の集金は、相当の負担となっている可能性がある。これらの現状の地縁団体に依存した体制を今後も維持することは、募金の任意性や自発性を否定する行為ともなり得るものであり、また、地縁団体にとっては集金の負担が相当大きいとの批判もある。

このように、市や関係機関が業務を依頼することが、「地域住民が地域課題の解決のために取組む」という地域活動の趣旨・目的を妨げるようなものとなっていないか、改めて見直しをしていく必要があると考えられる<sup>13</sup>。

#### (10) 「画一」から「多様性」を生かす制度設計

従来、行政が設ける制度は、平等性・公平性を確保するために、市内全域で同一の基準により運営することが原則とされてきた。しかし、各地域コミュニティは、面積や地形、人口構成、事業所の有無等の要素が大きく異なっており、地域ニーズも多様化してきていることから、全ての地域で画一的な制度で対応することは困難となってきた。

特に、同じ盛岡市内であっても、今後急速な高齢化と人口減少を迎える地域が存在している一方、今後もある程度年齢層が分散して人口増加も続くと思込まれる地域もあり、地域において取組める中身が異なっていくことが予測される。

その観点で、現在や今後の社会動向を踏まえた「平等性・公平性」という基準自体がどうあるべきか再検討が必要である。

したがって、各コミュニティにおいて、コミュニティ・プラットフォームの導入の有無を含めた選択を可能にするとともに、コミュニティの判断で導入しない地域であっても、ある程度の行政サービスは確保されるような制度設計が望ましいと考える。コミュニティ・プラットフォームについては、モデル地区での実施・検証を通じて、その効用を広く認知してもらうなどの取り組みが有効だと考えられる。

#### (11) 正統性の確保

地縁団体は、任意団体としての位置づけであるが、実務上は地域の住民の意見を代表する組織として取り扱われてきている。

特に、本市の場合、活動等への積極的な参加であるか、一方で会費のみの納入に止まる消極的な参加であるかを問わず、地縁団体への参加率が9

割前後と高い割合であることが想定されることから、現段階においては一定の地域代表性を有していたということが可能であった。

このため、地縁団体が行う事業に対して、市では盛岡地域においてはメニュー方式による補助金を、玉山地域では総合補助金により補助を実施しているほか、地域コミュニティ施設の指定管理者として管理を委託している。

しかしながら、先の最高裁判決が示すとおり、地縁団体への加入を強制することはできないものであることから、今後、地縁団体への加入率が低下した場合にも地域住民の意見を代表する団体としての位置付けが可能かについては検討を要する。

また、今回検討するコミュニティ・プラットフォームを地域が設立した場合に、当該地域のコミュニティ・プラットフォームに対して公金を支出する上では、地域での市民生活の向上に寄与するといった公共性・公益性を有することを明らかにしていくことが必要であるほか、他の団体よりもコミュニティ・プラットフォームが最適なサービス提供者であることが求められるものと考えられる。このため、市としても「地域代表としての正統性」の考え方を明確化する制度が必要となるものと考えられる。

## (12) 人的サポート体制の充実

都市内分権を進めるにあたっては、(7)でも触れたように、地域にとって担い手が必要である。特に多様な住民ニーズを拾い上げ、解決の方向性をコーディネートできる人材が必要であると考えられる。

また、地域づくり計画等の立案時には、市と調整を行う必要があることや、事務的な作業が生じることが想定されることから、都市内分権を進めている上越市や長野市等では、総合事務所や支所等の機能を拡充し、住民サービスの提供や地域活動を支援する専従職員を配置するなどの対応を採っているケースもある。当市においても、市内全域に支所が設置されていないのが現状である。支所等のコミュニティ単位の新設は、施設整備や職員の配置等を含む問題であることから、他都市と同様の方法が適切かについては検討が必要である。このため、当分の間は、既存の地区活動センター等の施設の有効活用や職員の再任用制度等の利用により、地域をサポートする人的支援体制の整備を図っていくことが適切と考えられる。

また、市だけでサポート体制を構築するのではなく、必要に応じて大学等の研究機関等の支援をいただきながら地域づくりセミナー等を開催し、地域のまちづくりを担う人材の育成を進めていくという長期的な取組みも必要と考えられる。

## 〇おわりに

以上、盛岡市の地域コミュニティの現状と問題点について研究を進めてきたが、ここから浮かび上がってきたものは、一般的に言われている「地域社会の疲弊」という面と、その一方で「新しい時代に適合した地域社会構築への期待」という面であった。

今年度の研究からは、コミュニティの存在というものが、地域社会にとって必要不可欠なものであると改めて認識するとともに、その機能を現在から未来に向けた形に再構築していく必要性を感じた。

しかしながら、それぞれの地域が持つ特性に配慮しつつ、効果的な自治・協働の仕組みづくりを検討することは、非常に困難さを伴うことは否定できない。特に、地域によって人口や年齢構成、土地利用の現況といった特性が大きく異なっており、地域差は確実に存在するものと考えられる。

このため、制度を作ったとしても、それが機能しなければ、まさに「絵に描いた餅」となってしまうおそれがある。

また、それぞれの地域には、それまで地域が培ってきた文化や伝統というものがある。この文化なり伝統といったものは、地域のアイデンティティとなっているものであり、その地域にとって「誇り」ともいうべき存在である。これらを守り、育てていくことは、地域を考える上で重要な視点ではないかと考えられる。地域の活性化が叫ばれて久しいが、それぞれが地域に誇りを持ちつつ自立し、また、地域においては適度な相互扶助が存在し、「いつまでもこの地に住み続けたい。」と思えることが、これからの地域社会にとって求められることではないかと考える。このためにも、今回の研究においては、上記に配慮しつつ、実効性があり、かつ持続可能な制度設計を進めていく必要がある。

このため、来年度については、現在の地域コミュニティの良い部分を引き継ぎ、不足する部分は補いつつ、上記のような点に留意して盛岡らしさを生かした新しい「自治・協働」の仕組みづくりについて、具体的な方策を検討していくこととしたい。

- 
- <sup>1</sup> 鳥越 皓之『「サザエさんの」コミュニティの法則』(2008年 日本放送出版協会)
  - <sup>2</sup> 鳥越 『「サザエさんの」コミュニティの法則』123～124頁
  - <sup>3</sup> 名和田 是彦「協働型社会構想とその制度装置」『社会国家・中間団体・市民権』(2007年 法政大学出版局)165～166ページにおいて、名和田氏は「20世紀の後半期、特に高度成長期に、日本においても公共サービスが拡大したことは事実であるが、(中略)日本では公共サービスがすべて行政サービスとして提供されたことはないといってよい。比較的軽易な身近な公共サービスは、例えば自治会・町内会のような地域組織や福祉のボランティア団体などによって、担われてきた。道路事業(「道普請」)などを行っている自治会・町内会はもはや多くないとはいえ、広報の配布とか、防犯灯の管理とか、高齢者のための配食・会食サービスとか、公園や道路の清掃とかいった公共サービスを、自治会・町内会をはじめとする地域のボランティア団体は絶えることなく行っているのである(これらの活動が行政からの委託という形式をとり、したがってこれらの団体が「行政の下請け」と言われるかどうかは、この際どうでもいい。ここで問題なのは、形式ではなく、行政ではない主体が公共サービスを現に行っているという事実である。)」と述べている。
  - <sup>4</sup> 名和田 是彦「近隣政府・自治体内分権と住民自治」『自治と参加・協働』(2007年 学芸出版社)51頁
  - <sup>5</sup> 内閣府国民生活局 編「ソーシャルキャピタルー豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めてー」(2005年)15頁
  - <sup>6</sup> 内閣府経済社会総合研究所編「コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書」(平成17年8月)4頁
  - <sup>7</sup> 『あすを築く盛岡市民運動20周年記念誌』(平成元年3月 あすを築く盛岡市民運動実践協議会発行)22～29頁を参考に作成
  - <sup>8</sup> 盛岡市においては、これまで行ってきた景観政策の継承と充実を図り、盛岡固有の良好な景観を守り、創り、育て、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現するため、平成20年度に景観法に基づく景観計画と、景観法の規定に基づく事項その他良好な景観形成に必要な事項を定めるため、景観条例を制定することとしている。この景観計画及び景観条例は、一定の行為に対する制限を盛り込んでいる点において従来の内容と異なり、かつ強制力を有するものとなる見込みである。
  - <sup>9</sup> 名和田「近隣政府・自治体内分権と住民自治」50～52頁
  - <sup>10</sup> この最高裁の判決のケースでは、公営住宅団地の居住者と自治会が当事者であり、街路灯、階段灯等の電気料金、屋外散水栓等の水道料金や排水施設の維持、エレベーターの保守、害虫駆除等に要する費用といった本件団地内の共用施設を維持するための費用であるいわゆる共益費相当分については、自治会側に対する支払いを命じ、自治会脱会後の自治会費については支払義務を否定している。
  - <sup>11</sup> この判決に対する批判としては、中田実『地方分権時代の町内会・自治会』(2007年 自治体研究社)103～112頁参照。
  - <sup>12</sup> 厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書「地域における「新たな支え合い」を求めてー住民と行政の協働による新しい福祉ー」においても、地域福祉を進めていく上で留意すべき視点として、地域がもっている負の側面として、「地域には、地域社会とのつきあいが煩わしく感じられたり、時として個人の生活に抑圧的に働いたりする負の側面もある。見守りと監視が紙一重といわれる所以である。」「特に、ホームレスなどが社会的排除の対象となりやすいという問題、外国人、刑務所出所者など少数者への無理解の問題などは、このような負の側面の現れの一つであり、地域は社会的排除を生み出している場という指摘もある。だからこそ、これらの問題の解決のためには地域の意識が変わることが不可欠である。住民の人権意識を高めるとともに、新

---

たな住民や外国人、若年層から働き盛り世代、子育て世代、いわゆる団塊の世代や高齢者に至るまで、様々な構成員を活動に呼び込み、また、NPOやボランティアなどの機能的団体、地域の外の専門家など、地域にとらわれない主体もともに活動することによって、地域が常に開かれた場とすることが重要である。」との指摘があり、地域の「開かれた場」に対する必要性は今後さらに増していくと考えられる。

<sup>13</sup> 自治会が、学校の教育後援会費、赤い羽根共同募金会、県共同募金会、市緑化推進委員会、市社会福祉協議会、日本赤十字社への募金や寄付金に充てることを目的とした会費を増額する決議は無効であるとして、当該自治会員が無効確認を求めた訴訟で、平成19年8月24日の大阪高等裁判所の判決では、憲法で認められた思想・信条の自由を侵害するため、民法第90条の公序良俗違反として無効が認められた。このケースの場合、募金及び寄付金の徴収をめぐる、これまでも自治会としては集金等に苦慮したことから、町内会の役員の負担軽減を図るために一律会費の増額という形で対応しようとしたという背景がある。しかし、募金及び寄付金については、当該自治会においても各世帯での支払いはまちまちであり、一方で経済的理由により支払えない世帯も存在すること、募金及び寄付金に対する任意の意思決定の機会を奪うこと、会費の未納に対しては実質的な制裁が想定されることなどから、「社会的に許容される限度を超える」と判断された。

なお、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書（前掲）においても、戸別を中心とした募金の実施方法については、見直しが必要であるとしている。



---

## ○参考文献・資料

- ・鳥越 皓之『「サザエさんの」コミュニティの法則』（2008年 日本放送出版協会）
- ・鳥越 皓之『地域自治会の研究』（1994年 ミネルヴァ書房）
- ・名和田 是彦 編著『社会国家・中間団体・市民権』（2007年 法政大学出版局）
- ・名和田 是彦 『コミュニティの法理論』（1998年 創文社）
- ・羽貝 正美 編著『自治と参加・協働』（2007年 学芸出版社）
- ・中田 実『地域分権時代の町内会・自治会』（2007年 自治体研究社）
- ・橋本和孝・吉原直樹 編著『都市社会計画と都市空間』（2000年 御茶の水書房）
- ・コミュニティ政策学会 編『コミュニティ政策3～5』（2005～2007 有信堂）
- ・自治研修研究会 編『月刊自治フォーラム vol. 580』（2008年 第一法規）
- ・盛岡市『盛岡市市制100周年記念誌古都盛岡・21世紀への躍進』（1989年）
- ・盛岡市町内会連合会編『30周年のあゆみ～結成30周年記念誌』（1994年）
- ・あすを築く盛岡市民運動実践協議会編『あすを築く盛岡市民運動20周年記念誌』（1989年）
- ・総務省コミュニティ研究会「コミュニティ研究会中間とりまとめ」（2007年）
- ・内閣府経済社会総合研究所編「コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書」（2005年）
- ・内閣府国民生活局編「ソーシャルキャピタルー豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めてー」（2003年）
- ・『自治体法務NAV I v o l . 26』（2008年 第一法規）

# 資 料

(地縁団体, NPO・市民団体, 事業者に対するアンケート調査結果)

..... (このページは白紙です。) .....

## I 地域コミュニティに関するアンケート調査（地縁団体）集計結果

### ○ 回答者の地区の状況について

(n=290)

選択項目	人数	比率
河北	86	29.7%
河南	53	18.3%
厨川	44	15.2%
盛南	29	10.0%
都南	55	18.9%
玉山	23	7.9%
合計	290	100.0%

### 問1-1 あなたの性別は、次のどちらですか。

(n=290)

選択項目	人数	比率
男性	277	95.5%
女性	13	4.5%
合計	290	100.0%

### 問1-2 あなたの年齢は、次のどれに該当しますか。（平成20年8月1日現在）

(n=290)

選択項目	人数	比率
40歳未満	2	0.7%
40～49歳	8	2.8%
50～59歳	29	10.0%
60～69歳	115	39.7%
70～79歳	123	42.4%
80歳以上	13	4.5%
合計	290	100.0%

問1-3 あなたの現在の職業は、何ですか。

(n=290)

選択項目	人数	比率
会社役職員（会社役員・会社員）	40	13.8%
団体役職員（団体役員・団体職員）	19	6.6%
自営業・農業	70	24.1%
教職員	2	0.7%
公務員	3	1.0%
主婦・主夫（パート含む）	8	2.8%
無職	133	45.9%
その他	13	4.5%
無回答	2	0.7%
合計	290	100.0%

問1-4 あなたの盛岡市（旧玉山村を含む）への居住歴は、次のどれに該当しますか。（平成20年8月1日現在）

(n=290)

選択項目	人数	比率
生まれてから継続して住んでいる	104	35.9%
住んで60年以上	41	14.1%
住んで50年以上	33	11.4%
住んで40年以上	40	13.8%
住んで30年以上	36	12.4%
住んで20年以上	19	6.6%
住んで10年以上	10	3.4%
住んで5年以上	2	0.7%
住んで5年未満	3	1.0%
無回答	2	0.7%
合計	290	100.0%

問2-1 あなたの町内会が発足した時期は、いつですか。

(n=290)

選択項目	人数	比率
戦前から	33	11.4%
昭和20年代	33	11.4%
昭和30年代	49	16.9%
昭和40年代	54	18.6%
昭和50年代	42	14.5%
昭和60年～平成9年代	43	14.8%
平成10年以降	4	1.4%
わからない	25	8.6%
無回答	7	2.4%
合計	290	100.0%

問2-2 あなたの町内会が発足した経緯は、どのようなものですか。

(n=290)

選択項目	人数	比率
旧来の町内会から分かれて発足	47	16.2%
新しい個人の住居の人達によって発足	15	5.2%
団地やマンション等ができたことにより発足	32	11.0%
地域の問題を解決するために発足	26	9.0%
住民の親睦を図るために発足	53	18.3%
行政のすすめで発足	7	2.4%
町内会連合会のすすめで発足	2	0.7%
旧都南村との合併で発足	5	1.7%
昔からあって契機が不明	58	20.0%
旧玉山村の地域組織再編により発足	23	7.9%
その他	16	5.5%
無回答	29	2.1%
合計	290	100.0%

問2-3 貴町内会の世帯数等について、お答えください。なお、市町内会連合会への登録数に関係なく、貴町内会として現在把握されている実数をご記入ください。

(省略)

問2-4 貴町内会の行事・活動で、特に重点をおいて行っているものは、次のどれですか。次の中から、あてはまるものを3つまで回答してください。

(n=290)

選択項目	人数	比率
敬老会	163	56.2%
文化祭, 作品展, お茶会など	24	8.3%
運動会や地域全体でのスポーツ大会	95	32.8%
夏祭りなどのお祭り	114	39.3%
芸能祭・演芸会	7	2.4%
町内会員の研修会・講演会	20	6.9%
児童生徒の健全育成や世代間交流	69	23.8%
交通安全活動	11	3.8%
資源集団回収	100	34.5%
一斉清掃活動	97	33.4%
公園の管理	17	5.9%
防犯・防災の自主活動	28	9.7%
高齢者・障がい者への支援活動	10	3.4%
除雪活動	13	4.5%
総会や班長会議の運営	51	17.6%
住民参画による町内会・コミュニティの活性化	13	4.5%
その他	3	1.0%
無回答	7	2.4%

問2-5 貴町内会の運営で、現在困っていることは何でしょうか。次の中から、あてはまるものを3つまで回答してください。

(n=290)

選択項目	人数	比率
近隣住民のまとまりが薄くなった	61	21.0%
元の住民と新しく入った住民との調整が取りにくい	26	9.0%
町内会の役員のなり手がいない	180	62.1%
町内会活動に関心が低く、役員任せである	102	35.2%
アパートなどの入居者から会費徴収が難しい	64	22.1%
町内会の規模が大きすぎる又は小さすぎるので、十分な活動ができない	15	5.2%
お年寄りが多く、一般の行事が進めがたい	53	18.3%
子どもが少なく、子ども会の行事が組みがたい	45	15.5%
地区担当員や児童民生委員などとの連携が取りづらい	3	1.0%
市や関係機関からの依頼や連絡文書が多すぎる	139	47.9%
地区協議会等の関係する諸会合が多すぎる	65	22.4%
拠点となる集会施設などがない又はとても貧弱である	40	13.8%
その他	15	5.2%
無回答	8	2.8%



問2-6 貴町内会の活動で、今後特に力を入れて推進したいと思うものはどれですか。次の中から、あてはまるものを3つまで回答してください。

(n=290)

選択項目	人数	比率
高齢者の福祉，支援活動を活発化すること	148	51.0%
ごみの減量や資源集団回収の徹底を図ること	158	54.5%
子どもの健全育成のため教育振興に努めること	67	23.1%
防犯，防災の自主的な取り組みに努めること	168	57.9%
行政への要望活動や困りごとの窓口活動を活発化すること	45	15.5%
公園や町内の清掃・美化運動につとめること	72	24.8%
従来 of 伝統的な諸行事を継続して開催すること	93	32.1%
町内会の区域を適正な規模に再編成すること	35	12.1%
各町内会活動を地区コミュニティ単位の活動として広域化すること	14	4.8%
その他	14	4.8%
無回答	7	2.4%

問3-1 貴町内会では、NPOや市民団体等の地縁によらない目的を持って組織されている団体（以下「NPO・市民団体」といいます。）と協働で、地域活動に取り組んだことはありますか。

(n=290)

選択項目	人数	比率
ある	40	13.8%
ない	248	85.5%
無回答	2	0.7%
合計	290	100.0%

問3-2-1 問3-1で「1 ある」を選択された町内会に伺います。NPO・市民団体とはどのような分野で協働しましたか。

次の中から、あてはまるものをすべて回答してください。

(n=40)

選択項目	人数	比率
パトロールなどの防犯活動	21	52.5%
道路や公園、水路などの清掃活動	23	57.5%
高齢者・障害者への支援などの福祉活動	13	32.5%
公園や花壇づくりなどの緑化活動	17	42.5%
子ども会などの教育活動	13	32.5%
スポーツ大会や絵画教室などの体育・芸術文化活動	11	27.5%
地域でのお祭りや旅行などの親睦活動	17	42.5%
健康教室や献血などの保健活動	6	15.0%
除雪に関する活動	7	17.5%
災害の予防や災害時の対策についての活動	11	27.5%
その他	1	2.5%

問3-2-2 貴町内会では、地域活動に参加するNPO・市民団体に対して、どのような協働の形態を希望しますか。

次の中から、あてはまるものをすべて回答してください。

(n=40)

選択項目	人数	比率
地域活動に企画・準備の段階からNPO・市民団体の構成員が参加	18	45.0%
地域活動に当日のみNPO・市民団体の構成員が参加	15	37.5%
会費（協賛金・賛助金等を含む。）の負担	16	40.0%
地域活動に必要な資材や機材の無償又は安価での提供	14	35.0%
地域活動に必要なスペース（事務所や会議室，駐車場）等の提供	7	17.5%

問3-2-3 問3-1で「2 ない」を選択された町内会に伺います。NPO・市民団体と協働して活動していない理由はどのようなものですか。

次の中から、あてはまるものを2つまで回答してください。

(n=248)

選択項目	人数	比率
自分の町内会の活動で精いっぱいなため	135	54.4%
協力したい分野の活動がないため	35	14.1%
NPO・市民団体に参加を呼び掛けられる雰囲気がないため	29	11.7%
NPO・市民団体の人を知らないため	26	10.5%
NPO・市民団体の活動の内容などを知らないため	73	29.4%
以前にNPO・市民団体との良好な関係が築けなかったため	1	0.4%
自分の町内会の活動で十分であり、NPO・市民団体と協働する必要性が見当たらないため	132	53.2%
その他	11	4.4%

問3-3 貴町内会は、今後NPO・市民団体と協働して活動しようと思いますか。

(n=290)

選択項目	人数	比率
そう思う	50	17.2%
あまりそう思わない	199	68.6%
まったくそう思わない	31	10.7%
無回答	10	3.4%
合計	290	100.0%

問3-4-1 問3-3で「1 そう思う」を選択された町内会に伺います。町内会とNPO・市民団体が協働して活動するためには、どのようなことが必要だと考えますか。

次の中から、あてはまるものを2つまで回答してください。

(n=50)

選択項目	人数	比率
相互の認知の機会の提供	25	50.0%
協働する場合の財政的支援	16	32.0%
相互の情報の提供	26	52.0%
相互の活動の場の提供	7	14.0%
相互の協力体制の組織化	17	34.0%
相談窓口の設置	5	10.0%

問3-4-2 問3-3で「2 あまりそう思わない」, 「3 まったくそう思わない」を選択された町内会に伺います。そのような回答となった理由は、どのようなものですか。

次の中から、あてはまるものを2つまで回答してください。

(n=230)

選択項目	人数	比率
自分の町内会の活動で精いっぱいなため	148	64.3%
協力したい分野の活動がないため	29	12.6%
NPO・市民団体に参加を呼び掛けられる雰囲気がないため	23	10.0%
NPO・市民団体の人を知らないため	18	7.8%
NPO・市民団体の活動の内容などを知らないため	58	25.2%
以前にNPO・市民団体との良好な関係が築けないと思われるため	2	0.9%
自分の町内会の活動で十分であり、NPO・市民団体と協働する必要性が見当たらないため	126	54.8%
その他	6	2.6%

問4-1 貴町内会では、町内会の区域内にある会社や商店などの事業所（以下「事業所」といいます。）と協働で、地域活動に取り組んだことはありますか。

(n=290)

選択項目	人数	比率
ある	103	35.5%
ない	181	62.4%
無回答	6	2.1%
合計	290	100.0%

問4-2-1 問4-1で「1 ある」を選択された町内会に伺います。事業所とはどのような分野で協働しましたか。

次の中から、あてはまるものをすべて回答してください。

(n=103)

選択項目	人数	比率
パトロールなどの防犯活動	15	14.6%
道路や公園、水路などの清掃活動	44	42.7%
高齢者・障害者への支援などの福祉活動	14	13.6%
公園や花壇づくりなどの緑化活動	32	31.1%
子ども会などの教育活動	13	12.6%
スポーツ大会や絵画教室などの体育・芸術文化活動	12	11.7%
地域でのお祭りや旅行などの親睦活動	56	54.4%
健康教室や献血などの保健活動	7	6.8%
除雪に関する活動	33	32.0%
災害の予防や災害時の対策についての活動	14	13.6%
その他	14	13.6%

問4-2-2 貴町内会では、地域活動に参加する事業所に対して、どのような協働の形態を希望しますか。

次の中から、あてはまるものをすべて回答してください。

(n=103)

選択項目	人数	比率
地域活動に企画・準備の段階から社員（経営者及び従業員）が参加	34	33.0%
地域活動に当日のみ社員（経営者及び従業員）が参加	31	30.1%
会費（協賛金・賛助金等を含む。）の負担	57	55.3%
地域活動に必要な資材や機材の無償又は安価での提供	50	48.5%
地域活動に必要なスペース（事務所や会議室，駐車場）等の提供	43	41.7%
その他	5	4.9%

問4-2-3 問4-1で「2 ない」を選択された町内会に伺います。事業所と協働して活動していない理由はどのようなものですか。

次の中から、あてはまるものを2つまで回答してください。

(n=181)

選択項目	人数	比率
事業所が町内会の会員となっていないため	49	27.1%
協力したい分野の活動がないため	64	35.4%
事業所に参加を呼び掛けられる雰囲気がないため	56	30.9%
事業所の人を知らないため	19	10.5%
事業所の事業の内容などを知らないため	13	7.2%
以前に事業所との良好な関係が築けなかったため	7	3.9%
事業所が町内会の区域に存在しないため	48	26.5%
その他	18	9.9%

問4-3 貴町内会は、今後事業所と協働して活動しようと思いますか。

(n=290)

選択項目	人数	比率
そう思う	129	44.5%
あまりそう思わない	111	38.3%
まったくそう思わない	26	9.0%
無回答	24	8.3%
合計	290	100.0%

問4-4-1 問4-3で「1 そう思う」を選択された町内会に伺います。町内会と事業所が協働して活動するためには、どのようなことが必要だと考えますか。

次の中から、あてはまるものを2つまで回答してください。

(n=129)

選択項目	人数	比率
相互の認知の機会の提供	62	48.1%
協働する場合の財政的支援	40	31.0%
相互の情報の提供	44	34.1%
相互の活動の場の提供	37	28.7%
相互の協力体制の組織化	51	39.5%
相談窓口の設置	8	6.2%
わからない	1	0.8%



問4-4-2 問4-3で「2 あまりそう思わない」,「3 まったくそう思わない」を選択された町内会に伺います。そのような回答となった理由は、どのようなものですか。

次の中から、あてはまるものを2つまで回答してください。

(n=137)

選択項目	人数	比率
事業所が町内会の会員となっていないため	36	26.3%
協力したい分野の活動がないため	59	43.1%
事業所に参加を呼び掛けられる雰囲気がないため	43	31.4%
事業所の人を知らないため	14	10.2%
事業所の事業の内容などを知らないため	12	8.8%
以前に事業所との良好な関係が築けなかったため	5	3.6%
事業所が町内会の区域に存在しないため	46	33.6%
その他	10	7.3%

問5-1 最近、市民の地域活動への参加が減少しているという意見があります。  
貴町内会でもこのような状況は見受けられますか。

(n=290)

選択項目	人数	比率
見受けられる	116	40.0%
やや見受けられる	115	39.7%
あまり見受けられない	44	15.2%
まったく見受けられない	6	2.1%
無回答	9	3.1%
合計	290	100.0%

問5-2 市民の皆さんが地域活動へ参加できない理由として考えられるものは何だと思えますか。次の中から、あてはまるものを3つまで回答してください。

(n=290)

選択項目	人数	比率
仕事（家事や介護などを含む）で忙しいため	199	68.6%
子育てなどで忙しいため	56	19.3%
健康に不安があるため	47	16.2%
地域活動自体に関心がないため	212	73.1%
参加したい分野の活動がないため	23	7.9%
地域活動の負担が大きいため	53	18.3%
地域活動に参加できる雰囲気がないため	55	19.0%
地域の人を知らないため	64	22.1%
地域活動の内容などを知らないため	43	14.8%
その他	19	6.6%
無回答	8	2.8%

問5-3 今後、地域活動に多くの市民の方が参加するためには、どのようなことに取り組む必要があると貴町内会では考えますか。

次の中から、あてはまるものを2つまで回答してください。

(n=290)

選択項目	人数	比率
若者の参加	154	53.1%
誰もが参加しやすい雰囲気づくり	164	56.6%
魅力的な活動内容	113	39.0%
NPO（特定非営利活動法人）等の活動目的をもった市民団体との連携	9	3.1%
地域が抱える問題を地域が解決できる仕組みづくり	80	27.6%
その他	11	3.8%
地域活動の必要性は低い	16	5.5%
無回答	7	2.4%

問5-4 貴町内会は、新たに地域の課題を地域自らが解決するための計画の策定等の仕組みづくりがなされた場合、そのような活動に参加したいと思いますか。

(n=290)

選択項目	人数	比率
積極的に参加したい	111	38.3%
ある程度参加したい	146	50.3%
あまり参加したくない	22	7.6%
まったく参加したくない	4	1.4%
無回答	7	2.4%
合計	290	100.0%

## Ⅱ 地域コミュニティに関するアンケート調査（NPO・市民団体）集計結果

問1 貴団体の組織は、次のどの形態に該当しますか？

(n=59)

選択項目	人数	比率
特定非営利活動法人	45	76.3%
公益法人	2	3.4%
法人格を有しない市民団体	9	15.3%
その他	3	5.1%
合計	59	100.0%

問2 貴団体を構成している構成員の数はどの程度ですか？

(省略)

問3 貴団体が発足した時期はいつですか？

(n=59)

選択項目	人数	比率
戦前から	0	0.0%
昭和20年代	2	3.4%
昭和30年代	2	3.4%
昭和40年代	1	1.7%
昭和50年代	5	8.5%
昭和60年～平成9年代	6	10.2%
平成10年～現在	41	69.5%
わからない	0	0.0%
無回答	2	3.4%
合計	59	100.0%

問4 貴団体の活動内容どのようなものですか？次の中から、あてはまるものをすべて回答してください。

(n=59)

選択項目	人数	比率
保健，医療又は福祉の増進を図る活動	30	50.8%
社会教育の推進を図る活動	24	40.7%
まちづくりの推進を図る活動	29	49.2%
学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動	22	37.3%
環境の保全を図る活動	17	28.8%
災害救援活動	12	20.3%
地域安全活動	12	20.3%
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	12	20.3%
国際協力の活動	10	16.9%
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	13	22.0%
こどもの健全育成を図る活動	32	54.2%
情報化社会の発展を図る活動	9	15.3%
科学技術の振興を図る活動	5	8.5%
経済活動の活性化を図る活動	11	18.6%
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	9	15.3%
消費者の保護を図る活動	6	10.2%
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動	15	25.4%
その他	5	8.5%

問5 貴団体は、町内会・自治会等のいわゆる「地縁団体」が行う活動（以下「地域活動」といいます。）に参加したことはありますか？

(n=59)

選択項目	人数	比率
ある	33	55.9%
ない	25	42.4%
無回答	1	1.7%
合計	59	100.0%

問6-1 問5で「1 ある」を選択された団体に伺います。どのような分野の地域活動に参加しましたか？次の中から、あてはまるものをすべて回答してください。

(n=33)

選択項目	人数	比率
パトロールなどの防犯活動	3	9.1%
道路や公園，水路などの清掃活動	9	27.3%
高齢者・障害者への支援などの福祉活動	13	39.4%
公園や花壇づくりなどの緑化活動	5	15.2%
子ども会などの教育活動	8	24.2%
スポーツ大会や絵画教室などの体育・芸術文化活動	9	27.3%
地域でのお祭りや旅行などの親睦活動	15	45.5%
健康教室や献血などの保健活動	4	12.1%
除雪に関する活動	2	6.1%
災害の予防や災害時の対策についての活動	5	15.2%
その他	4	12.1%

問6-2 問6-1で回答した分野への参加の形態は次のどれに該当しますか？あてはまるものをすべて回答してください。

(n=33)

選択項目	人数	比率
地域活動に企画・準備の段階から構成員が参加	18	54.5%
地域活動に当日のみ社員構成員が参加	19	57.6%
会費（協賛金・賛助金等を含む。）の負担	9	27.3%
地域活動に必要な資材や機材の無償又は安価での提供	7	21.2%
地域活動に必要なスペース（事務所や会議室，駐車場）等の提供	3	9.1%
その他	1	3.0%

問7 問5で「2 ない」を選択された団体に伺います。地域活動に参加しない理由はどのようなものですか？次の中から、あてはまるものを3つまで回答してください。

(n=25)

選択項目	人数	比率
自分の団体の活動で精いっぱいなため	11	44.0%
地域活動自体に関心がないため	1	4.0%
参加したい分野の活動がないため	13	52.0%
地域活動の負担が大きいため	1	4.0%
地域活動に参加できる雰囲気がないため	7	28.0%
地域の人を知らないため	3	12.0%
地域活動の内容などを知らないため	8	32.0%
その他	6	24.0%

問8 貴団体は、今後地域活動に参加しようと思えますか？

(n=59)

選択項目	人数	比率
そう思う	39	66.1%
あまりそう思わない	17	28.8%
まったくそう思わない	1	1.7%
無回答	2	3.4%
合計	59	100.0%

問9 問8で「2 あまりそう思わない」,「3 まったくそう思わない」を**選択された団体**に伺います。そのような回答となった理由は、どのようなものですか？次の中から、あてはまるものを3つまで回答してください。

(n=18)

選択項目	人数	比率
地域活動自体に関心がないため	1	5.6%
参加したい分野の活動がないため	9	50.0%
地域活動の負担が大きい	1	5.6%
地域活動に参加できる雰囲気がないため	4	22.2%
地域の人を知らないため	0	0.0%
地域活動の内容などを知らないため	4	22.2%
以前に地縁団体との良好な関係が築けなかったため	1	5.6%
地縁団体と協働する必要性が見当たらないため	6	33.3%
その他	5	27.8%

問10 問8で「1 そう思う」を選択された**団体**に伺います。今後、貴団体として地域活動に対して協力するとすれば、どのようなことが考えられますか？あてはまるものをすべて回答してください。

(n=39)

選択項目	人数	比率
地域活動に企画・準備の段階から構成員が参加	27	69.2%
地域活動に当日のみ社員構成員が参加	28	71.8%
会費（協賛金・賛助金等を含む。）の負担	9	23.1%
地域活動に必要な資材や機材の無償又は安価での提供	11	28.2%
地域活動に必要なスペース（事務所や会議室，駐車場）等の提供	4	10.3%
その他	2	5.1%



問11 今後、地域活動に多くの市民の方が参加するためには、どのようなことに取り組む必要があると貴団体は考えますか。次の中から、あてはまるものを2つまで回答してください。

(n=59)

選択項目	人数	比率
若者の参加	10	16.9%
誰もが参加しやすい雰囲気づくり	37	62.7%
魅力的な活動内容	22	37.3%
NPO（非営利活動法人）等の活動目的をもった市民団体との連携	9	15.3%
地域が抱える問題を地域が解決できる仕組みづくり	27	45.8%
その他	3	5.1%
地域活動の必要性は低い	2	3.4%

問12 貴団体は、新たに地域の課題を地域自らが解決するための計画の策定等の仕組みづくりがなされた場合、そのような活動に参加したいと思いますか。

(n=59)

選択項目	人数	比率
積極的に参加したい	23	39.0%
ある程度参加したい	24	40.7%
あまり参加したくない	5	8.5%
参加したくない	1	1.7%
無回答	6	10.2%
合計	59	100.0%

### Ⅲ 地域コミュニティに関するアンケート調査（事業所）集計結果

問 1 貴事業所の組織は、次のどの形態に該当しますか？

(n=235)

選択項目	人数	比率
株式会社, 有限会社, 合資会社, 合名会社	191	81.3%
事業協同組合等の法人	5	2.1%
個人事業主	29	12.3%
その他	8	3.4%
無回答	2	0.9%
合計	235	100.0%

問 2 貴事業所の従業員数は現在、何人ですか？

(省略)

問 3 貴事業所は次の分類のどれに該当しますか？

(n=235)

選択項目	人数	比率
本社が盛岡市内である事業所	202	86.0%
本社が盛岡市以外の県内である事業所の支社等	9	3.8%
本社が県外である事業所の支社等	24	10.2%
合計	235	100.0%

問 4 貴事業所は、町内会・自治会等のいわゆる「地縁団体」が行う活動（以下「地域活動」といいます。）に参加したことはありますか？

(n=235)

選択項目	人数	比率
ある	136	57.9%
ない	99	42.1%
合計	235	100.0%

問5-1 問4で「1 ある」を選択された方に伺います。どのような分野の地域活動に参加しましたか？次の中から、あてはまるものをすべて回答してください。

(n=136)

選択項目	人数	比率
パトロールなどの防犯活動	33	24.3%
道路や公園，水路などの清掃活動	80	58.8%
高齢者・障害者への支援などの福祉活動	26	19.1%
公園や花壇づくりなどの緑化活動	41	30.1%
子ども会などの教育活動	37	27.2%
スポーツ大会や絵画教室などの体育・芸術文化活動	31	22.8%
地域でのお祭りや旅行などの親睦活動	96	70.6%
健康教室や献血などの保健活動	21	15.4%
除雪に関する活動	58	42.6%
災害の予防や災害時の対策についての活動	31	22.8%
その他	14	10.3%
無回答	2	1.5%

問5-2 地域活動への参加の形態は次のどれに該当しますか？あてはまるものをすべて回答してください。

(n=136)

選択項目	人数	比率
地域活動に企画・準備の段階から社員（経営者及び従業員）が参加	53	39.0%
地域活動に当日のみ社員（経営者及び従業員）が参加	71	52.2%
会費（協賛金・賛助金等を含む。）の負担	110	80.9%
地域活動に必要な資材や機材の無償又は安価での提供	50	36.8%
地域活動に必要なスペース（店舗や会議室，駐車場）等の提供	34	25.0%
その他	6	4.4%
無回答	5	3.7%

問6 問4で「2 ない」を選択された方に伺います。地域活動に参加しない理由はどのようなものですか？次の中から、あてはまるものを3つまで回答してください。

(n=99)

選択項目	人数	比率
自分の事業活動で精いっぱいなため	53	53.5%
地域活動自体に関心がないため	5	5.1%
参加したい分野の活動がないため	7	7.1%
地域活動の負担が大きい	12	12.1%
地域活動に参加できる雰囲気がないため	22	22.2%
地域の人を知らないため	29	29.3%
地域活動の内容などを知らないため	55	55.6%
その他	17	17.2%
無回答	1	1.0%

問7 貴事業所は、今後地域活動に参加しようと思いませんか？

(n=235)

選択項目	人数	比率
そう思う	173	73.6%
あまりそう思わない	54	23.0%
まったくそう思わない	5	2.1%
無回答	3	1.3%
合計	235	100.0%

問8 問7で「2 あまりそう思わない」,「3 まったくそう思わない」を選択された方に伺います。そのような回答となった理由は、どのようなもので  
 ですか？次の中から、あてはまるものを3つまで回答してください。

(n=59)

選択項目	人数	比率
地域活動自体に関心がないため	10	16.9%
参加したい分野の活動がないため	8	13.6%
地域活動の負担が大きい	14	23.7%
地域活動に参加できる雰囲気がないため	17	28.8%
地域の人を知らないため	19	32.2%
地域活動の内容などを知らないため	34	57.6%
以前に地縁団体との良好な関係が築けなかったため	3	5.1%
地縁団体と協働・協力する必要性を感じないため	5	8.5%
その他	11	18.6%
無回答	1	1.7%

問9 問7で「1 そう思う」を選択された方に伺います。今後、貴事業所として地域活動に対して協力するとすれば、どのようなことが考えられますか？  
あてはまるものをすべて回答してください。

(n=173)

選択項目	人数	比率
地域活動に企画・準備の段階から社員（経営者及び従業員）が参加	82	47.4%
地域活動に当日のみ社員（経営者及び従業員）が参加	105	60.7%
会費（協賛金・賛助金等を含む。）の負担	123	71.1%
地域活動に必要な資材や機材の無償又は安価での提供	75	43.4%
地域活動に必要なスペース（店舗や会議室，駐車場）等の提供	73	42.2%
その他	12	6.9%
無回答	4	2.3%

問10 貴事業所は、新たに地域の課題を地域自らが解決するための計画の策定等の仕組みづくりがなされた場合、それに参加したいと思いますか。

(n=235)

選択項目	人数	比率
積極的に参加したい	69	29.4%
ある程度参加したい	127	54.0%
あまり参加したくない	22	9.4%
まったく参加したくない	6	2.6%
無回答	11	4.7%
合計	235	100.0%

..... (このページは白紙です。) .....

# 平成20年度研究報告書

平成21年3月 発行

編集・発行 盛岡市まちづくり研究所  
〒020-0173  
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巢子152-89  
岩手県立大学地域連携研究センター内